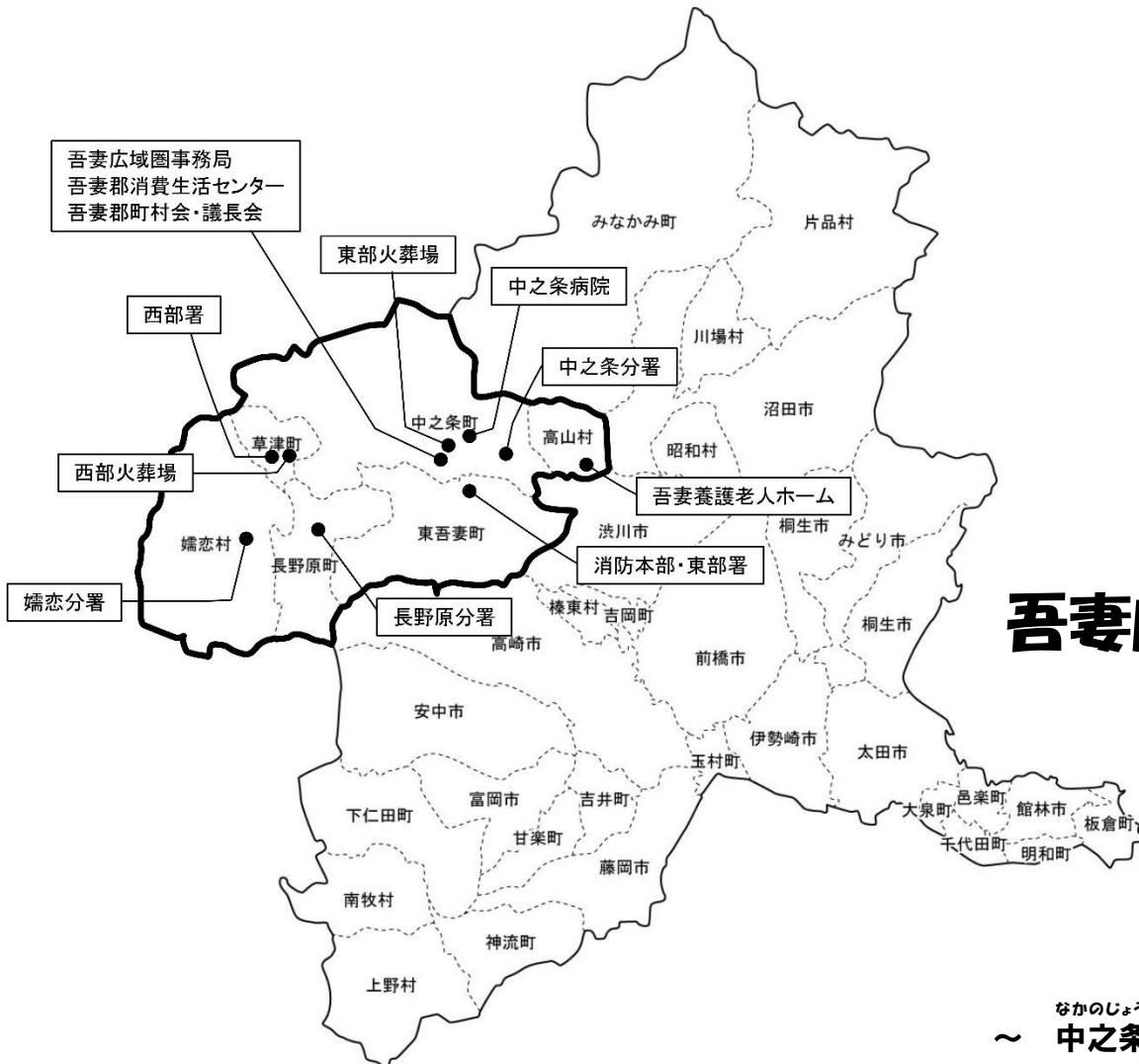


令和元年5月作成



あがつま広域圏

【令和元年度版】

なかのじょうまち なかのはらまち つまごいむら くさつまち たかやまむら ひがしあがつまち
～ 中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町 ～

【群馬県内の広域市町村圏の状況】

利根沼田広域市町村圏振興整備組合
渋川地区広域市町村圏振興整備組合
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
吾妻広域市町村圏振興整備組合

吾妻広域町村圏振興整備組合（地方公共団体コード 108804）

群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地

バイテック文化ホール（中之条町文化会館）内

<http://www.agakouiki.jp>

あがつま広域

検索

| 【目次】 | 次 |
|-------------------------------------|----|
| 《基本事項》 | |
| 1 組合規約 | 1 |
| 2 組合規約の改正及び許可年月日の状況 | 2 |
| 3 事業負担金の分賦割合 | 5 |
| 4 機構図 | 6 |
| 5 特別職の状況 | 7 |
| 6 職員数の状況 (平成30年4月1日) | 7 |
| 7 地勢及び自然条件 | 7 |
| 8 町村別人口 | 8 |
| 9 構成町村における地域選定の状況 | 9 |
| 10 国等から選定を受けた制度の状況 | 9 |
| 11 組合予算の状況 (平成30年度一般会計歳入歳出予算) | 9 |
| 12 組合財産の状況 | 11 |
| 《事業概要》 | |
| 13 広域消防 | 11 |
| 14 視聴覚ライブラリー | 13 |
| 15 中之条病院（中之条病院事業会計） | 13 |
| 16 東部火葬場 | 15 |
| 17 西部火葬場 | 16 |
| 18 救急医療 | 16 |
| 19 介護認定審査事業 | 17 |
| 20 障害者判定等市町村審査会 | 18 |
| 《付属団体事務》 | |
| 21 障害者自立相談支援事業 | 19 |
| 22 障害者虐待防止事業 | 19 |
| 23 ふるさと市町村圏基金事業 | 19 |
| 24 町村共有林維持管理事業 | 21 |
| 25 養護老人ホーム | 23 |
| 26 消費生活センター | 23 |
| 27 一部事務組合の統合 | 24 |

【吾妻広域町村圏振興整備組合】

群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地

T E L : 0279-75-4700

F A X : 0279-76-3060

M A I L : kouiki@axel.ocn.ne.jp

1 組合規約

昭和47年6月1日
群馬県指令地第194号

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、吾妻広域町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）と
いう。

(組織する町村)

第2条 この組合は、次に掲げる町村（以下「関係町村」という。）をもって組
織する。

中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
(共同処理する事務)

第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。）
- (2) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務
- (3) 中之条病院の設置及び管理に関する事務
- (4) 火葬場の設置及び管理に関する事務
- (5) 救急医療対策事業等の事務
- (6) ふるさと市町村圏基金の活用に関する事務
- (7) 関係町村において共有する山林の維持管理に関する事務
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく養護老人ホームの設
置及び管理に関する事務
- (9) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び液化石油ガスの保安の確保及
び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する知事の
権限に属する事務のうち、関係町村が処理することとされた事務
- (10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護認定審査会に関する
事務
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）に規定する町村審査会に関する事務
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
相談支援事業のうち指定相談事業者への委託に関する事務
- (13) 消費生活センターの設置及び管理に関する事務
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく訪問介護及び介護
予防訪問介護の事業に関する事務並びに特定施設入居者生活介護及び介
護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する事務
- (15) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成
23年法律第79号）に規定する市町村障害者虐待防止センターの業務

委託に関する事務

(16) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、
同法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関の設置
及び運営に関する事務
(事務所の設置)

第4条 この組合の事務所は、吾妻郡中之条町大字西中之条135番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は12人とする。
(議員の選任方法)

第6条 組合議会の議員は、関係町村の議会の正副議長をもってあてる。

第3章 組合の執行機関

(理事会)

第7条 この組合に、理事会を置く。

- 2 理事は、関係町村の長をもって充てる。
- 3 理事の任期は、関係町村の長の任期とする。
- 4 組合に理事長及び副理事長1人を置く。
- 5 理事長及び副理事長は理事の互選によって定める。
- 6 理事長は理事会を代表し、理事会に関する事務を処理する。
- 7 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、
理事会が定める。

(会計管理者)

第8条 この組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、関係町村の会計管理者の職にある者から、理事長がこれを任
免する。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2名をおく。

- 2 監査委員は、理事長が組合議会の同意を得て、組合議会の議員及び知識経験
者のうちからそれぞれ1名を選任する。
- 3 前項の監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者について
は、組合議会の議員としての任期によるものとし、知識経験者のうちから
選任された者にあっては4年とする。

(教育委員会)

第10条 この組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法

- 律第162号) 第2条の規定により教育委員会を置く。
(選挙管理委員会)
- 第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第14条に規定する選挙管理委員会は、中之条町選挙管理委員会とする。
(補助職員)
- 第12条 前5条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。
- 2 前項の職員は、理事長が任命する。
- 第4章 組合の経費**
- (経費財源)
- 第13条 組合の経費は、組合の財産より生ずる収入、負担金、補助金、手数料、その他の収入をもってあてる。
(負担金の分賦の方法)
- 第14条 経常的経費に係る負担金の分賦割合は別表のとおりとし、事業の実施その他の特別な財源需要に係る負担金の分賦割合は、その都度組合議会において議決により定める。
(ふるさと市町村圏基金の設置)
- 第15条 組合にふるさと市町村圏基金を設置する。
- 2 ふるさと市町村圏基金は、吾妻広域町村圏の整備振興のための事業の推進に資することを目的とする。
- 3 ふるさと市町村圏基金は、関係町村の出資金及び県の補助金により設置するものとする。
- 4 前項に規定する関係町村の出資金は、第14条の経常的経費に係る負担金の分賦割合とする。
- 第16条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、関係町村からの出資金総額及び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。ただし、関係町村からの出資金に相当する額については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号に基づく関係町村の議会の議決を得た場合は、この限りではない。
(出資相当額に対する関係町村の権利)
- 第17条 組合が解散する際には、ふるさと市町村圏基金に属する財産は、出資割合に応じ関係町村に帰属するものとする。
(会計)
- 第18条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、組合の共同処理する事務のうち、第3条第10号に規定する病院事業に関する会計は、同法の財務規定等を適用する。
(共有林に関する財産及び収入の配分方法)
- 第19条 組合の共有林に関する財産を処分して関係町村に分配する場合、又は財産から生ずる収入等は共有林所有権の持分に応じて配分する。
※附則は、省略

別表(第14条関係)

| 区分 | 分賦割合 | 備考 |
|--------------|---------|----------------------------------|
| 均等割 | 100分の20 | |
| 人口割 | 100分の50 | 最近の国勢調査結果人口による。 |
| 基準財政 需要額割 | 100分の30 | 前年度の普通地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額による。 |

2 組合規約の改正及び許可年月日の状況

- 組合設立 昭和47年6月1日(群馬県指令地第194号)
- 共同処理する事務の追加 昭和48年4月1日(群馬県指令地第207号)
消防に関する事務(消防団および水利施設に関する事務を除く)
福祉センターの設置および管理に関する事務
勤労青少年ホームの設置および管理に関する事務
海の家の設置および管理に関する事務
広域町村圏計画に掲げられた連絡協議機構に関する事務
- 共同処理する事務の追加 昭和49年4月1日(群馬県指令地第339号)
文化会館の設置および管理に関する事務
視聴覚ライブラリーの設置および管理に関する事務
- 共同処理する事務の追加 昭和52年2月3日(群馬県指令地第47号)
病院の設置および管理に関する事務
火葬場の設置および管理に関する事務

- 共同処理する事務の追加 昭和53年2月16日(群馬県指令地第44号)
救急医療対策補助事業の事務
- 内容変更 昭和54年3月23日(群馬県指令地第194号)
(中之条町役場移転に伴う事務所の位置変更)
947番地の1から1091番地
- 共同処理する事務の追加及び内容変更 昭和56年4月9日(群馬県指令地第2号)
<事務の追加>
文化財普及整備補助事業の事務
<内容変更>
(監査委員の任期)
監査委員の任期3年を4年に変更
- 共同処理する事務削除及び事務変更 昭和59年1月20日(群馬県指令地第98号)
<削除>

文化財普及整備補助事業の事務

<事務変更>

救急医療対策補助事業の事務を救急医療対策事業等の事務に変更

○共同処理する事務の追加及び内容追加 平成5年1月29日 (群馬県指令地第57号)

<事務の追加>

ふるさと市町村圏基金の活用に関する事務

<内容追加>

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第15条 組合にふるさと市町村圏基金を設置する。

2 ふるさと市町村圏基金は、吾妻広域町村圏の整備振興のための事業の推進に資することを目的とする。

3 ふるさと市町村圏基金は、構成町村の出資金及び県の助成金により設置するものとする。

4 前項に規定する構成町村の出資金は、第12条の経常的経費に係る負担金の分賦割合とする。

第16条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、構成町村からの出資金総額及び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。

(出資相当額に対する構成町村の権利)

第17条 組合が解散する際には、ふるさと市町村圏基金に属する財産は、出資割合に応じ構成町村に帰属するものとする。

○共同処理する事務の追加及び内容追加 平成6年3月11日 (群馬県指令地第103号)

<事務の追加 (組合統合に伴うもの) >

関係町村において共有する山林の維持管理に関する事務

伝染病院の設置及び管理運営並びに伝染病院患者の収容及び治療に関する事務

老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく養護老人ホームの設置及び管理に関する事務

農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) の規定に基づく農業共済事業の事務

<内容追加>

(会計)

第16条 地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第2条第3項の規定に基づき、組合の共同処理する事務のうち、第3条第10号及び第17号に規定する病院事業及び農業共済事業に関する会計は、同法の財務規定を適用する。

(共有林に関する財産及び収入の配分方法)

第17条 組合の共有林に関する財産を処分して関係町村に配分する場合又は、

財産から生じる収入等は共有林所有権の持分に応じて配分する。

○共同処理する事務の追加 平成9年8月25日 (群馬県指令地第33号)

<事務の追加>

吾妻郡生涯学習複合施設の設置及び管理に関する事務

○共同処理する事務の追加 平成10年2月9日 (群馬県指令地第67号)

<事務の追加>

火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号) に規定する知事の権限に属する事務のうち、関係町村長に委託された事務

○共同処理する事務の名称変更 平成10年4月30日 (群馬県指令地第20号)

<事務の名称変更>

「病院の設置及び管理に関する事務」を「中之条病院の設置及び管理に関する事務」に変更。

○共同処理する事務の削除 平成11年3月31日 (群馬県指令地第291号)

<事務の削除>

伝染病院の設置及び管理運営並びに伝染病患者の収容及び治療に関する事務

○共同処理する事務の追加 平成11年8月3日 (群馬県指令地第40号)

<事務の追加>

介護保険法 (平成9年法律第123号) に規定する介護認定審査会に関する事務

○内容変更及び内容追加 平成12年3月31日 (群馬県指令地第182号)

<内容変更>

第3条 (共同処理する事務) 中「関係町村長に委任された事務」を「関係町村に委任された事務」に変更

<内容追加>

「教育委員会」及び「選挙選舉管理委員会」の設置条項の追加

○内容変更 平成17年4月1日 (届出)

(事務所の位置の変更)

中之条町1091番地から西中之条135番地に変更

○内容変更 平成18年1月19日 (群馬県指令市第206-1005号)

(構成町村の変更)

東村、吾妻町を東吾妻町に変更

○共同処理する事務の追加 平成18年3月31日 (群馬県指令市第206-1011号)

<事務の追加>

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) に規定する町村審査会に関する事務

○共同処理する事務の追加 平成19年3月26日 (群馬県指令市第206-32号)

<事務の追加>

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) に基づく障害者相談支援事業のうち指定相談事業者への委託に関する事務

○内容変更 平成19年3月26日（群馬県指令市第206-32号）

（会計管理者の変更）

収入役を会計管理者に変更。

○内容変更 平成19年3月26日（群馬県指令市第206-32号）

（別表（第14条）のただし書きの削除）

「ただし、東吾妻町の負担金は、平成18年度に限り、合併前の2町村（東村・吾妻町）の合計額とする。」を削除。

○内容変更 平成21年12月22日（群馬県指令市第30033-21号）

農業共済事業の廃止

○内容変更 平成21年12月22日（群馬県指令市第30033-22号）

消費生活センターの運営管理に関する事務の追加

○内容変更 平成22年1月27日（群馬県指令市第30033-31号）

六合村の中之条町への編入合併に伴う規約変更

○内容変更 平成24年2月17日（群馬県指令市第30033-8号）

広域町村圏計画に関する事務の廃止及び中之条町と六合村の町村合併に伴う負担金の経過措置の削除

○内容変更 平成24年2月29日（群馬県指令市第30033-10号）

吾妻郡文化会館・福祉センター・勤労青少年ホーム及び吾妻郡生涯学習複合施設を中之条町に移管するため、これらの共同事務を廃止

○共同処理する事務の追加 平成25年1月7日（群馬県指令市第30033-3号）

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護の事業に関する事務並びに特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する事務

○共同処理する事務の追加等 平成25年3月25日（群馬県指令市第30033-4号）

<事務の追加>

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する市町村障害者虐待防止センターの業務の委託に関する事務

<内容の変更>

（理事会）

第7条 この組合に理事会を置く。

2 理事は、関係町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、関係町村の長の任期とする。

4 組合に理事長及び副理事長1人を置く。

5 理事長及び副理事長は理事の互選によって定める。

6 理事長は理事会を代表し、理事会に関する事務を処理する。

7 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職を代理す

る。

8 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

（会計管理者）

第8条 この組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、関係町村の会計管理者の職にある者から、理事長がこれを任免する。

（補助職員）

第12条 前5条に定める者を除くほか、組合に必要な職員をおき、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、理事長が任免する。

第4章 組合の経費

（経費財源）

第13条 組合の経費は、組合の財産より生ずる収入、負担金、補助金、手数料、その他の収入をもってあてる。

<内容の変更>

障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と名称変更 平成25年12月24日（群馬県指令市第30033-12号）

○共同処理する事務の削除 平成26年3月31日（群馬県指令市第30033-19号）

海の家を長岡市に無償譲渡するため、この共同事務を廃止

○内容変更 平成26年10月6日（群馬県指令市第30033-13号）

<ただし書きの追加>

第16条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、関係町村からの出資金総額及び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。ただし、関係町村からの出資金に相当する額については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号に基づく関係町村の議会の議決を得た場合は、この限りではない。

○共同処理する事務の追加等 平成28年4月1日（群馬県指令市第30033-4号）

<事務の追加>

・行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規程に基づき、同法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関の設置及び運営に関する事務

<内容の変更>

（教育委員会）

・第10条 この組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31

年法律第162号)第2条の規定により教育委員会を置く。

- ・第10条第2項を削除
(選挙管理委員会)
- ・第11条中「及び第14条第2項」を削除

3 事業負担金の分賦割合

◆規約第14条による負担金の分賦割合

(負担金の分賦の方法)

第14条 経常的経費に係る負担金の分賦割合は別表のとおりとし、事業の実施その他の特別な財政需要に係る負担金は、その都度組合議会において議決により定める。

別表

| 区分 | 分賦割合 | 備考 |
|----------|---------|----------------------------------|
| 均等割 | 100分の20 | |
| 人口割 | 100分の50 | 最近の国勢調査結果人口による。 |
| 基準財政需要額割 | 100分の30 | 前年度の普通地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額による。 |

◆議会の議決による負担金の分賦割合(平成9年告示第9号)(最新の改正:平成24年告示第6号)

(目的)

第1条 吾妻広域町村圏振興整備組合規約第14条の規定により、吾妻広域町村圏振興整備組合事業の実施その他の特別な財政需要に係る負担金の分賦割合に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基準値の定義)

第2条 負担金の分賦割合に使用する基準値は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人口 最近の国勢調査人口とする。
- (2) 基準財政需要額 前年の基準財政需要額とする。
- (3) 消防基準財政需要額 前年の消防基準財政需要額とする。

(負担金の名称及び分賦割合)

第3条 負担金の名称及び分賦割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 視聴覚教育費 人口割80%、均等割20%とする。

- (2) 救急医療費 人口割100%とする。

- (3) 消防費

1 消防基準財政需要額割90%、利用率割10%とする。

イ 利用率は、救急車出動件数(前々年1月1日から1年間の実績数)及び予防検査件数(前年4月1日現在の危険物施設数及び面積1,000平方メートル以上)の合計で除して得た割合(%)とする。

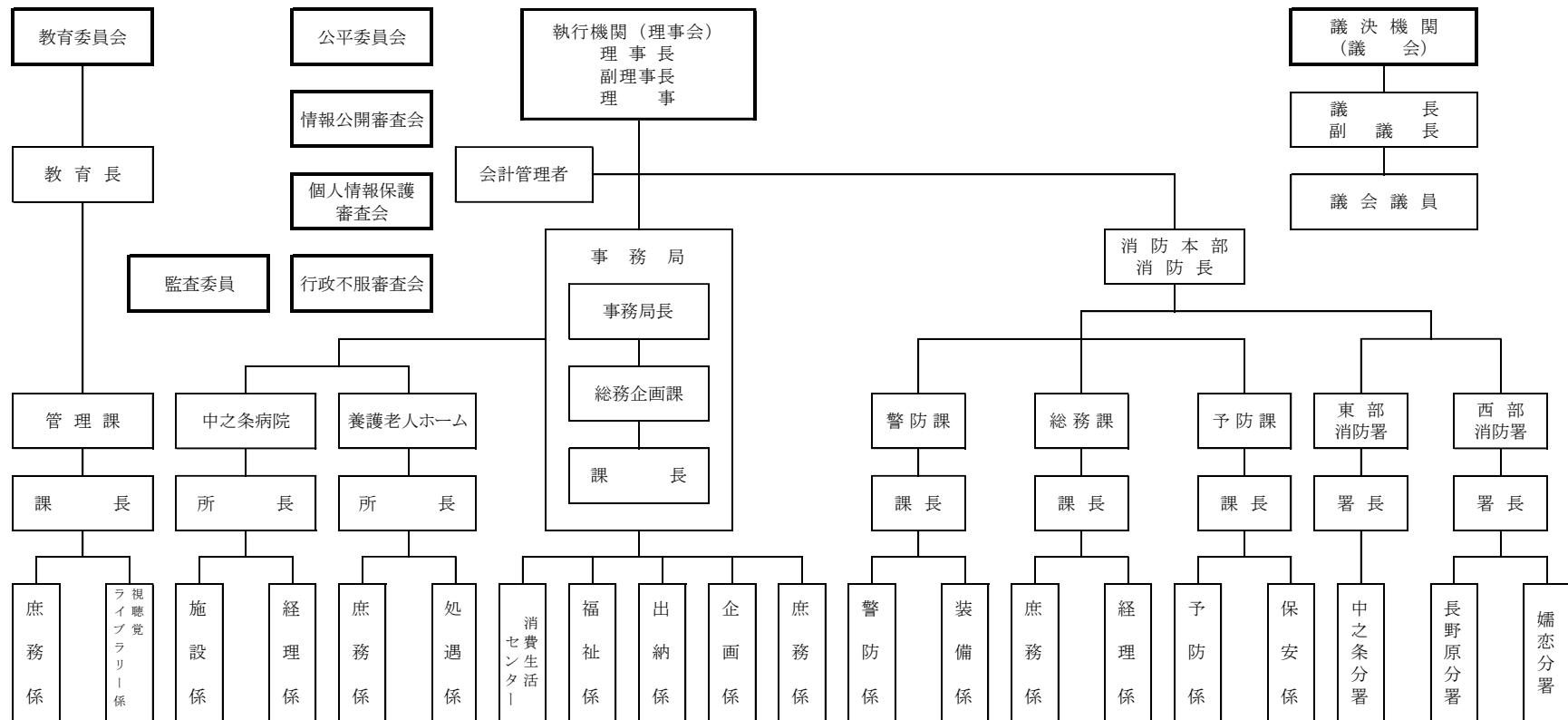
ル以上の防火対象物数)とする。

- ロ 高山村は、6ヵ町村の当該年度消防費負担金総額を消防基準財政需要額の合計で除して得た割合(%) (以下、平均値という。) から12%を減じて得た数値(%)に当該村の消防基準財政需要額を乗じて得た額を当該村の消防費負担金額とする。
- ハ 高山村以外の町村については、その町村の消防費負担金額をその町村の消防基準財政需要額で除して得た割合(%)と平均値を比較し、その差が15%を超えた場合は、負担金の分賦割合の見直しを行うものとする。
- 2 消防庁舎建設費(公債費を含む。)は、当該消防庁舎所在町村で2分の1の額を負担し、残りの2分の1は、当該消防庁舎所在町村を除いた町村が消防基準財政需要額割で負担する。
- 3 消防救急デジタル無線化共同整備事業
 - イ 事務費委託費は、人口割90%、均等割10%とする。
 - ロ 平成25年度の実測調査費及び実施設計業務委託費は、人口割50%、均等割50%とする。
 - ハ 整備事業費は消防費通常分の分賦割合とする。
- (4) 火葬場費
 - イ 東部及び西部火葬場運営費、人口割100%とする。
 - ロ 東部火葬場建設費(公債費を含む。) 75%を6ヵ町村人口割、25%を中之条町(旧六合村を除く。)、東吾妻町及び高山村の人口割とする。
- (5) 養護老人ホーム費
 - イ 運営費は、人口割60%、基準財政需要額割20%、均等割20%とする。
 - ロ 建設費(公債費を含む。)は、人口割とする。
- (6) 共有林管理費 持ち分割とする。(P.20参照)
 - イ 持ち分 中之条町5口、東吾妻町5口、その他の町村は1口。
- (7) 介護保険負担金 介護認定審査会委員報酬は均等割とし、その他の経費は人口割とする。
- (8) 障害者判定等市町村審査会費負担金
 - 審査会委員報酬は均等割とし、その他の経費は人口割とする。

(10) 吾妻郡消費生活センター運営費負担金 人口割100%とする。

(9) 障害者相談支援事業委託費負担金
人口割100%とする。

4 機構図



5 特別職の状況

(1) 非常勤特別職の状況

(平成31年4月1日現在)

| 特 別 職 | 人 員 | 説 明 | 備 考 |
|-------------|-----|--------------------------------|---|
| 理事 | 6名 | 構成町村長のあて職 | ・理事長 中之条町長 ・副理事長 草津町長 養護老人ホーム担当理事 (施設所在町村)高山村長 |
| 議會議員 | 12名 | 構成町村正副議長のあて職 | ・議長 中之条町議長 ・副議長 高山村議長 |
| 会計管理者 (一般職) | 1名 | 理事長が任免 | 中之条町会計管理者 |
| 公平委員 | 3名 | 構成町村の公平委員から選任 | 中之条町、草津町、東吾妻町から各1名 |
| 情報公開審査会委員 | 3名 | 識見者 | |
| 個人情報保護審査会委員 | 3名 | 識見者 | |
| 行政不服審査会委員 | 3名 | 識見者 (専門員を設置可能) | 共同処理する事務 |
| 監査委員 | 2名 | 議會議員1名、識見者1名 | |
| 教育長 | 1名 | 構成町村の教育長から選任 | 中之条町教育長 |
| 教育委員 | 4名 | 構成町村の教育委員から選任 | 中之条町教育委員兼任 |
| 養護老人ホーム嘱託医 | 1名 | 中山診療所医師 | |
| 介護認定審査会委員 | 24人 | 医師12人、保健師等保健関係者6人、施設の長等福祉関係者6人 | |
| 障害者判定等審査会委員 | 6人 | 医師2人、知的区分2人、身体区分1人、精神区分1人 | |

(2) 報酬額の状況(平成28年4月改正)

| 職 名 | 報酬額 |
|---------------|-------------|
| 理事長, 副理事長, 理事 | 年額 0円 |
| 議長, 副議長, 議員 | 年額 0円 |
| 公平委員 | 年額 5,000円 |
| 情報公開審査会委員 | 日額 7,500円 |
| 個人情報保護審査会委員 | 日額 7,500円 |
| 行政不服審査会委員 | 日額 7,500円 |
| 行政不服審査専門員 | 日額 7,500円 |
| 監査委員 | 年額 30,000円 |
| 教育長・教育委員 | 0円 |
| 養護老人ホーム嘱託医 | 年額 800,000円 |
| 介護認定審査会委員 | 日額 15,000円 |
| 障害者判定等審査会委員 | 日額 10,000円 |

6 職員数の状況

(平成31年4月1日)

| 所 属 | 一般職 | 消防職 | 現業職 | 兼務 | 嘱託 | 臨時 | その他の職員 | 合計（人） | 備 考 |
|---------|-----|-----|-----|----|----|----|--------|-------|--------------------|
| 事務局 | 6 | | | | 4 | | | 10 | 町村派遣職員4人 |
| 消防 | 1 | 114 | | | 1 | | | 116 | 事務局からの出向1人、再任用3人 |
| 中之条病院 | | | | | | | 4 | 4 | 医師会医師1人及び職員が3人無給職員 |
| 養護老人ホーム | 13 | | 4 | | 6 | 5 | | 28 | 町村派遣職員1人 |
| 教育委員会 | | | | 3 | | | | 3 | 中之条町教育委員会職員併任 |
| 合 計 | 20 | 114 | 4 | 3 | 11 | 5 | 4 | 162 | 町村派遣職員5人、 |

7 地勢及び自然条件

(1) 沿革

奈良時代、上野国（現在の群馬県）には、14の郡が置かれ、北西隅に位置するこの地域には吾妻郡が置かれました。平安時代中期に作られた辞書『和名抄』によれば、当時の吾妻郡は長田郷・伊参郷・大田郷の3郷から編成されていたことがわかります。江戸時代初期は沼田藩真

田氏の所領でしたが、天和元年(1681年)真田氏改易後は、江戸幕府の直轄領や旗本領となり、明治維新を迎えました。

中央集権国家体制をめざす明治政府は、明治5年(1872年)大区小区制（府県の下に大区を、大区の下に小区を置く）を実施しましたが、実情に合わせず、明治11年郡区町村編制法により、郡制を復活させると

ともに町・村（戸長役場の設置）を法律上自治体として認めました。この年、中之条町に吾妻郡役所が置かれています。

明治22年、市制・町村制が施行（明治の大合併）され、吾妻郡はそれまでの80町村から13町村に再編成されました。

その後、明治29年には西群馬郡高山村を吾妻郡に、吾妻郡久賀村（現、みなかみ町）を利根郡へ編入する郡域の変更がありました。また、明治33年には草津町が草津町および六合村に分村しました。大正12年（1923年）には郡制が廃止されました。

昭和30年（1955年）には昭和の大合併が行われ、吾妻郡は8町村となりましたが、平成18年（2006年）3月東村と吾妻町が合併して東吾妻町となり、さらに平成22年3月には六合村が中之条町に編入合併し、現在4町2村になっています。

（2）位置

東京から125キロメートル、北東から時計回りにみなかみ町、沼田市、渋川市、高崎市に接し、北と西は新潟県と長野県と県境をなしている。新潟県境以外は産業経済や文化等幅広い住民交流がありますが、新潟県境は登山道以外の道路は無く、あらゆる交流が皆無であるといえます。

（3）面積

圏域総面積は、1,278.55平方キロメートルで、これは群馬県の総面積の20.1%にあたる広大な面積を有していますが、その約80%の1,033.31平方キロメートルが林野で、このうち57.6%は国有林です。

（4）地勢

圏域周囲は山々に囲まれ、圏域内も山岳、丘陵が連なり、高原、盆地、河川がその間に点在し複雑な地勢ですが、温泉を始め自然条件に恵まれ上信越高原国立公園を擁する群馬県を代表する観光圏域です。

しかし、複雑な地勢が災いし交通網の状況が悪く、特に高速交通網から外れており経済発展等圏域振興のあらゆる進展を妨げていることから、道路網の整備は圏域の大きな課題として、毎年国県に対し整備陳情を繰り返しています。

また、三国山系の支系（木戸山相の倉連峰）と大洞山系が接続して中央山系を形成しているので、東部ブロック（通称東吾妻と呼び中之条町、高山村、東吾妻町の2町1村）と西部ブロック（西吾妻の長野原町、嬬恋村、草津町の2町1村及び旧六合村地区）に分断され、歴史・文化・政治経済等に差異が見られ、圏域の諸問題についても東西ブロックに分けて振興を図る場面も考えられますが、六合村が中之条町と合併したことにより新たな局面に入ってきました。

（5）気候

圏域内の標高差が800メートル（役場所在地比較）と大きく、従って気象条件も地域的にかなり異なっています。

年平均では、中之条町が12.7℃、草津町8.1℃であり、最高・最低平均気温は中之条町が37.2℃（7月）、氷点下7.2℃（1月）、草津町では30.7℃（7月）、氷点下12.0℃（1月）であり西吾妻は、特に冷涼な気候です。

年間降水量は、中之条町で1,358.0ミリメートル、草津町で1,901.5ミリメートルです。また、特に西吾妻は積雪が多く、5ヶ所のスキー場があります。（2015年1月～12月気象庁統計情報より）

8 町村別人口

○構成町村の人口及び世帯数

| 町村名 | H27年国勢調査（確定値） | | | | | H22年国勢調査 | | H17年国勢調査 | | H12年国勢調査 | | H7年国勢調査 | |
|------|---------------|-------------------|--------------------|--------|-------------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 人口 (人) | 前回に対 して (%) | H7年に 対して (%) | 世帯数 | 前回に対 して (%) | 人口 (人) | 世帯数 | 人口 (人) | 世帯数 | 人口 (人) | 世帯数 | 人口 (人) | 世帯数 |
| 中之条町 | 16,850 | △7.50 | △19.98 | 6,529 | △1.20 | 18,216 | 6,608 | 19,398 | 6,765 | 20,389 | 6,731 | 21,056 | 6,661 |
| 長野原町 | 5,536 | △7.99 | △21.11 | 2,322 | 1.18 | 6,017 | 2,295 | 6,563 | 2,386 | 6,939 | 2,446 | 7,017 | 2,303 |
| 嬬恋村 | 9,780 | △3.96 | △12.17 | 3,664 | 0.36 | 10,183 | 3,651 | 10,858 | 3,729 | 10,657 | 3,362 | 11,135 | 3,352 |
| 草津町 | 6,518 | △8.97 | △21.41 | 3,275 | △5.73 | 7,160 | 3,474 | 7,602 | 3,676 | 7,702 | 3,489 | 8,294 | 3,652 |
| 高山村 | 3,674 | △6.06 | △10.13 | 1,167 | △1.02 | 3,911 | 1,179 | 4,351 | 1,151 | 4,348 | 1,120 | 4,088 | 1,048 |
| 東吾妻町 | 14,033 | △10.17 | △23.82 | 5,235 | △5.15 | 15,622 | 5,519 | 16,847 | 5,570 | 17,689 | 5,479 | 18,420 | 5,319 |
| 合 計 | 56,391 | △7.72 | △19.45 | 22,192 | △2.35 | 61,109 | 22,726 | 65,619 | 23,277 | 67,724 | 22,627 | 70,010 | 22,335 |

中之条町は、旧中之条町と旧六合村を合算したものです。
東吾妻町は、旧東村と旧吾妻町を合算したものです。

圏域の人口は、56,391人（平成27年国勢調査）で、県人口の2.86%にあたり、人口密度は44.1人です。人口の推移は、昭和55年からの5年間は、わずかに増加しましたが、昭和60年国勢調査以降減り続け、平成7年調査に対し19.45%の減少となりました。

9 構成町村における地域選定の状況

| 地 域 指 定 の 種 類 | | 中之条町 | | 長野原町 | 嬬恋村 | 草津町 | 高山村 | 東吾妻町 | |
|---------------------------------|--|------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|
| | | 中之条町 | 旧六合村 | | | | | 旧吾妻町 | 旧東村 |
| リゾート地域 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 奥地等産業開発道路 | | | ○ | | ○ | | | | |
| 雪寒地域 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 辺地（総合計画の策定された辺地を有する町村） | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 振興山村 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 過疎地域（H12.4.1～R2.3.31） | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| 地方生活圏 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広域市町村圏 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 農村振興地域 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 都市計画区域 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 工業再配置促進法に基づく「誘導地域」 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特定農村地域 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 農村地域工業導入促進の対象となる「工業等導入地域」 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

10 国等から選定を受けた制度の状況

| | | |
|-----------------------|-------|--------------------|
| (1) 地域経済活性化対策 | 選定年月日 | 昭和59年5月16日 |
| | 事業期間 | 昭和60年度から平成元年度の5ヶ年 |
| (2) 新地域経済活性化対策 | 選定年月日 | 平成2年3月3日 |
| | 事業期間 | 平成2年度から平成6年度の5ヶ年 |
| (3) ふるさと市町村圏（p. 21参照） | 選定年月日 | 平成4年9月1日 |
| | 事業期間 | 平成5年度から（基金造成10億円） |
| (4) 地域経済基盤強化対策 | 選定年月日 | 平成7年6月30日 |
| | 事業期間 | 平成7年度から平成9年度の3ヶ年 |
| (5) 新地域経済基盤強化対策 | 選定年月日 | 平成10年7月10日 |
| | 事業期間 | 平成10年度から平成12年度の3ヶ年 |
| (6) 地域戦略プラン | 選定年月日 | 平成11年8月12日 |
| | 事業期間 | 平成11年度から平成15年度 |
| (7) 新地域経済基盤強化対策 | 選定年月日 | 平成13年6月14日 |
| | 事業期間 | 平成13年度から平成15年度 |
| (8) 地域経済活性化対策 | 選定年月日 | 平成16年9月7日 |
| | 事業期間 | 平成16年度から平成18年度 |
| (9) 特定地域経済活性化対策 | 選定年月日 | 平成19年8月27日 |
| | 事業期間 | 平成19年度から平成21年度 |
| (10) 地域力創造推進地域 | 選定年月日 | 平成22年9月22日 |
| | 事業期間 | 平成22年度から平成24年度 |

11 組合予算の状況（令和元年度一般会計歳入歳出予算）

（1）歳入歳出の状況

| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 歳入 | | 歳出 | (千円) |
|------------|-----------|-----------|-----------|--------|--|----------|-----------|
| | | | | 構成比 | | | |
| 1 分担金及び負担金 | 1,329,097 | 1,289,072 | 40,025 | 46.1% | | 1 議会費 | 208 |
| 2 使用料及び手数料 | 12,748 | 12,890 | △142 | 0.5% | | 2 総務費 | 85,036 |
| 3 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | | 3 民生費 | 305,020 |
| 4 県支出金 | 14,267 | 3,031 | 11,236 | 0.5% | | 4 衛生費 | 71,177 |
| 5 財産収入 | 434 | 578 | △144 | 0.0% | | 5 農林水産業費 | 358 |
| 6 寄付金 | 1 | 1 | 0 | 0.0% | | 6 商工費 | 5,154 |
| 7 繰入金 | 346,140 | 23,904 | 322,236 | 12.0% | | 7 消防費 | 2,322,638 |
| 8 繰越金 | 5,000 | 7,400 | △2,400 | 0.2% | | 8 教育費 | 2,459 |
| 9 諸収入 | 176,211 | 177,124 | △913 | 6.1% | | 9 公債費 | 88,848 |
| 10 組合債 | 998,000 | 11,000 | 987,000 | 34.6% | | 10 予備費 | 1,000 |
| 歳入合計 | 2,881,898 | 1,525,000 | 1,356,898 | 100.0% | | 歳出合計 | 2,881,898 |

| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | (千円) | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|-----------|--|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 1 議会費 | 208 | 196 | 12 | | | | 208 | |
| 2 総務費 | 85,036 | 67,209 | 17,827 | | | 18,264 | 66,772 | |
| 3 民生費 | 305,020 | 279,159 | 25,861 | 11,400 | 13,600 | 175,837 | 104,183 | |
| 4 衛生費 | 71,177 | 65,282 | 5,895 | | | 11,855 | 59,322 | |
| 5 農林水産業費 | 358 | 344 | 14 | | | 1 | 357 | |
| 6 商工費 | 5,154 | 5,190 | △36 | 2,472 | | | 2,682 | |
| 7 消防費 | 2,322,638 | 1,014,418 | 1,308,220 | 395 | 984,400 | 309,576 | 1,028,267 | |
| 8 教育費 | 2,459 | 2,450 | 9 | | | | 2,459 | |
| 9 公債費 | 88,848 | 89,752 | △904 | | | | 88,848 | |
| 10 予備費 | 1,000 | 1,000 | 0 | | | | 1,000 | |
| 歳出合計 | 2,881,898 | 1,525,000 | 1,356,898 | 14,267 | 998,000 | 515,533 | 1,354,098 | |

(2) 主要事業概要

| 款 | 項 | 目 | 主 要 事 業 | 金 額 | 管轄 |
|--------------|---------|------------------|---|-----------------------------|-------|
| 1 議会費 | 1 議会費 | 1 議会費 | 費用弁償 | 64 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 1 一般管理費 | 職員給料(6人) 嘱託職員賃金(1人) | 27,451 2,105 | 事務局 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 1 社会福祉総務費 | 嘱託医師報酬 職員給料(9人) | 800 32,167 | 老人ホーム |
| | | 2 施設管理費 | 居室エアコン設置工事(63部屋)設計含む 自動高圧蒸気滅菌器購入費 電動ベッド等購入費 全自动洗濯機他購入費 | 25,000 308 352 520 | |
| | | 3 生活費 | 無年金者扶助費 給食業務委託料 | 840 41,290 | |
| | | 5 介護サービス事業費 | 職員給料(8人) 嘱託職員賃金(7人)、パート職員賃金(5人) 福祉用具貸与業務委託料 | 24,421 21,935 2,280 | |
| | | 6 介護認定審査会費 | 介護認定審査会委員報酬(24人) 嘱託職員賃金(1人) | 7,740 2,105 | |
| | | 7 障害者判定等市町村審査会費 | 障害者判定等市町村審査会委員報酬(6人) | 660 | |
| | | 8 障害者福祉費 | 障害者相談支援事業委託料 | 29,555 | |
| | | 1 救急医療施設費 | 在宅当番医制運営委託料(吾妻郡医師会) 病院群輪番制運営費補助(6病院) | 1,000 8,820 | 事務局 |
| | | 2 環境衛生費 | 東部火葬場管理委託料((株)松井) 西部火葬場管理委託料(草津町) 東部火葬場火葬炉修繕等工事費 | 19,025 21,786 6,024 | |
| 5 農林水産業費 | 1 林業費 | 1 林業振興費 | 共有林災害共済保険料 | 328 | |
| 6 商工費 | 1 商工費 | 1 消費生活センター運営費 | 相談員賃金(2人) | 3,897 | |
| 7 消防費 | 1 消防費 | 1 常備消防費 | 職員給料(116人) 庁用・業務用備品購入費 | 368,234 3,415 | 消防 |
| | | 2 消防設備費 | ※消防本部新庁舎建設工事費 | 1,227,811 | |
| | | 4 消防共同指令センター協議会費 | 消防指令事務協議会負担金 | 28,611 | |
| 8 教育費 | 1 社会教育費 | 1 視聴覚教育費 | 視聴覚ライブラリー管理運用業務委託料 フィルムライブラリー用教材購入費 | 1,800 528 | |
| 9 公債費 | 8 公債費 | 1 元金 | 起債元金償還 14件 | 84,224 | 事務局 |
| | | 2 利子 | 起債利子償還 14件 一時借入金利子 | 4,544 80 | |
| 歳 出 計 | | | | 2,881,898 | |

12 組合財産の状況

(一般会計)

(平成31年4月1日現在)

(1) 土地及び建物

| 区分 | 土地 (m ²) | 建 物 (m ²) | | |
|-------|-------------------------|-----------------------|-------|----------|
| | | 木 造 (延べ面積) | 非木造 | 延面積計 |
| 公共用財産 | 消防施設 | 1,231.10 | 14.10 | 2,730.17 |
| | 福祉施設 | | | 3,069.19 |
| | 衛生施設 | 9,439.01 | | 2,104.56 |
| | 共有林 | 612,790.00 | | |
| 合 計 | | 623,460.11 | 14.10 | 7,903.92 |
| 普通財産 | 農済貸付 | 974.97 | | 250.96 |
| | | | | 250.96 |

(2) 主な備品

| 区 分 | 数 量 | 所 属 所 | 区 分 | 数 量 | 所 属 所 |
|------------------|------|-------|--------------|-----|-------|
| 事務用公用車両 | 2台 | 事務局 | 救急用プロパン | 5台 | 消防 |
| 16ミリフィルム・ビデオ・DVD | 755本 | 視聴覚 | 蘇生用訓練シミュレーター | 1台 | 〃 |
| 16ミリ映写機 | 4台 | 〃 | マッサージ器 | 1台 | 老人ホーム |
| ビデオカメラ | 3台 | 〃 | 冷蔵庫・冷凍庫 | 11台 | 〃 |
| ビデオ編集機 | 1台 | 〃 | 老人ホーム用車両 | 6台 | 〃 |
| ビデオオプション・エクスター | 2台 | 〃 | 洗濯機・乾燥機 | 18台 | 〃 |
| 消防用車両 | 29台 | 消防 | | | |
| ハンディGPS | 5台 | 〃 | | | |

(中之条病院事業会計)

(1) 土地及び建物

| 区分 | 土地 (m ²) | 建 物 (m ²) | | |
|-------|-------------------------|-----------------------|-----|----------|
| | | 木 造 (延べ面積) | 非木造 | 延面積計 |
| 公共用財産 | 病院事業会計 | 0 | 0 | 5,393.34 |
| 合 計 | | 0 | 0 | 5,393.34 |

(2) 主な備品

| 区 分 | 数 量 | 区 分 | 数 量 |
|-------------|-----|--------------|-----|
| 『医療器械器具』 | | 多機能心電図自動解析装置 | |
| X線装置 | 1 台 | 2床用医用テレメーター | 一式 |
| 簡易入浴装置・浴槽 | 1 台 | 『厨房備品』 | |
| バイオスコープ | 1 台 | 洗浄機 | 1 台 |
| デジタル脳波計 | 1 台 | オーブン | 1 台 |
| 多項目自動血球計数装置 | 1 台 | 『事務用備品』 | |
| 全自動分包器 | 1 台 | パソコン | 1 台 |
| 自動電解質分析装置 | 一式 | | |

13 広域消防 (<http://www.fd-agatsuma.jp>)

(1) 施設整備の状況

○広域消防署の構成 本部1、署2、分署3

◆建物の敷地は、全て所在町村から無償借り受け

○消防本部

- 位置 東吾妻町大字原町35番地

- 名称 吾妻広域消防本部

- 建設年月日 昭和49年3月

- 面積RC造2階建601.0m² (庁舎)

- 付帯施設

車庫78.8m² (非木造S53年度)

充填室 9.6m² (非木造H7年度)

書類倉庫25.90m² (非木造H8年度)

- 東部消防署併設

○東部消防署 (本部に併設)

- 位置 東吾妻町大字原町35番地

- 名称 東部消防署

○西部消防署

- 位置 草津町大字草津2番地7、2番地6の一部

- ・名称 西部消防署
- ・建設年月日 平成27年10月
- ・面積 S造3階建 1,025.67m² (庁舎)
S造4階建 130.40m² (訓練棟)

○東部消防署中之条分署

- ・位置 中之条町大字伊勢町564番地の1
- ・名称 東部消防署中之条分署
- ・建設年月日 昭和51年3月
- ・面積 R C造2階建 282.13m² (庁舎)

○西部消防署長野原分署

- ・位置 長野原町大字与喜屋甲14番地
- ・名称 西部消防署長野原分署
- ・建設年月日 昭和50年2月
- ・面積 R C造2階建 283.74m² (庁舎)
付帯施設；仮眠室増築 14.1m² (木造H6年度)、
物置10.8m² (非木造H3年度)

○西部消防署嬬恋分署

- ・位置 嬌恋村大字大前125番地の1
- ・建設年月日 昭和51年1月
- ・面積 R C造2階建 282.13m²

(2) 消防車両の状況 (平成31年4月1日) (単位：台)

| 車両所属 | 消防本部 | 東部消防署 | 中之条分署 | 西部消防署 | 長野原分署 | 嬬恋分署 | 計 |
|-------------|------|-------|-------|------------|------------|------|----|
| 指揮車・指令車 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 予防査察車 | 1 | | | | | | 1 |
| 資機材搬送車 | | 1 | | | | | 1 |
| 人員搬送車・公用車 | 2 | 1 | | | | | 3 |
| 連絡車 | 2 | | | 1 | | | 3 |
| 水槽付ポンプ車 (ℓ) | | 水2000 | 水2000 | 水1500 1 | 水1500 1 | | 6 |
| 屈折はしご付ポンプ車 | | | | 1 | | | 1 |
| 高規格救急車 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 8 |
| 救急車 | | | | | | | |
| 救助工作車 | | 1 | | | | | 1 |
| 合計 | 7 | 7 | 3 | 6 | 3 | 3 | 29 |

(3) 救急業務実施概況 (平成30年1月から12月)

- 救急出場件数及び搬送人員3,450件 3,154人
(前年比 -16件, -26人)

○1日平均 9.48件 8.66人

(4) 火災発生概況 (平成30年1月から12月)

- 火災発生 27件 ○罹災数 8世帯、18人

(建物16、林野4、車両1、その他6)

○焼損面積 建物1,704m²、林野55a

○損害額 136,614千円

○死傷者 7人 (うち死亡2人)

(5) 建築物の予防査察及び許可件数

(平成30年度)

| 検査・許可等 | 件数 |
|------------|-----|
| 防火対象物の立入検査 | 334 |
| 危険物施設の立入検査 | 321 |
| 消防用設備の設置検査 | 150 |
| 危険物施設の許可件数 | 32 |
| 建築物の消防同意件数 | 88 |
| 合 計 | 925 |

(6) 平成30年度消防手数料

| 手数料項目 | 件数 | 収入額 |
|---------------|----|-----------|
| 危険物規制事務関係手数料 | 83 | 1,239,000 |
| 火薬類(煙火)消費許可申請 | 12 | 94,800 |
| 計 | 95 | 1,333,800 |

| 防火点検制度等 | 対象施設 | 実施件数 | 未報告 |
|----------------|------|--------|-----|
| 防火点検報告(うち特例認定) | 109 | 98 (7) | 11 |

| 内訳 | 区分 | 金額(円) |
|---------|--------------|---------|
| 仮貯蔵・仮取扱 | 仮貯蔵 | 0 |
| 及び仮使用 | 仮取扱 | 16,200 |
| 内訳は右表 | 仮使用 | 91,800 |
| | 製造所等の許可・完成検査 | 247,000 |
| | 変更許可 | 520,000 |
| | 完成検査 | 364,000 |

(7) 階級別職員数 (平成31年4月1日)

| 所属 | 消防本部 | | | | | 消防署 | | | | | 計 |
|-------|------|------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 消防長 | 消防次長 | 総務課 注1 | 予防課 注2 | 警防課 注3 | 東部消防署 | 中之条分署 | 西部消防署 | 長野原分署 | 嬬恋分署あ | |
| 消防監 | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 消防司令長 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 5 |
| 消防司令 | | | | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 12 |
| 消防司令補 | | | | | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 25 |
| 消防士長 | | | 1 | 3 | 1 | 6 | 4 | 6 | 4 | 4 | 29 |
| 消防副士長 | | | | 1 | 2 | | 2 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| 消防士 | | | 4 | | | 10 | 2 | 8 | 2 | 3 | 29 |
| 再任用 | | | 3 | | | | | | | | 3 |
| 事務職 | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 計 | 1 | 1 | 11 | 5 | 12 | 23 | 13 | 23 | 13 | 13 | 115 |

注1の内、消防士4名は、群馬県消防学校 初任科入校

注2の内、消防次長は、予防課長を兼ねる。消防司令1名、消防士長1名は西部消防署勤務

注3の内、消防司令3名、消防司令補2名、消防士長1名、消防副士長1名は指揮隊

消防司令補1名は、たかさき消防共同指令センター派遣

(高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会)

(8) 消防指令事務協議会の設置

平成24年度より6消防本部で共同整備してきた消防救急デジタル無線及び消防共同指令センターが、平成27年度から順次運用を開始することから、災害通報の受信、出動指令、無線通信及び各種情報伝達等の消防指令に関する共同事務処理をするにあたり、地方自治法第252条の2の2第1項に規定に基づき高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会を設置しました。（27.2.17議決）

○平成27年4月「高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会」設置

○平成27年9月「指令センター職員」3名派遣

○平成28年4月「たかさき消防共同指令センター」運用開始

(9) 消防救急無線等共同整備事業年度別事業費 (単位：千円)

| 年 度 | 団体区分 | 共同整備事業費 | 共同整備事業費の財源内訳 | | | 備 考 |
|-------|------|-----------|--------------|---------|-----------|--------------|
| | | | 国費 県費等 | 起債合計額 | 単独費 | |
| 21～23 | 全 体 | 47,323 | 0 | 0 | 47,323 | |
| | 吾 妻 | 4,708 | 0 | 0 | 4,708 | |
| 24 | 全 体 | 598,946 | 145,395 | 0 | 453,551 | |
| | 吾 妻 | 59,689 | 0 | 51,900 | 7,789 | |
| 25 | 全 体 | 784,453 | 187,339 | 0 | 597,114 | |
| | 吾 妻 | 102,876 | 0 | 94,500 | 8,376 | |
| 26 | 全 体 | 2,128,201 | 250,000 | 0 | 1,878,201 | |
| | 吾 妻 | 261,344 | 0 | 253,900 | 7,444 | |
| 27 | 全 体 | 1,107,095 | 0 | 0 | 1,107,095 | 群馬県市町村振興協会 |
| | 吾 妻 | 144,923 | 100,000 | 39,500 | 5,423 | 助成金100,000千円 |
| 合 計 | 全 体 | 4,666,018 | 582,734 | 0 | 4,083,284 | |
| | 吾 妻 | 573,540 | 100,000 | 439,800 | 33,740 | |

14 視聴覚ライブラリー

(1) 事業開始年度 昭和49年度

(2) 設立経緯

- ①昭和29年任意団体「吾妻郡教育フィルムライブラリー」として発足し、吾妻教育事務所内に事務局を設ける。
- ②昭和49年4月、国庫補助金を受けるため、広域圏事業となる。事務及び事業については吾妻教育事務所で継続して行う。
- ③平成12年4月、「ツインプラザ」オープンに伴い、視聴覚資料、映写機等の備品を吾妻郡図書館に移設し貸出しを開始する。
- ④平成13年4月、事務及び事業とも吾妻郡図書館に移行する。

また、ホームビデオの普及により、視聴覚教育も16ミリフィルムからビデオテープへと移行してきたことに伴い、吾妻圏域独自の文化・歴史などの地域文化の学習に多いに役立てるため、平成元年度から新たな事業としてビデオテープを活用した事業も加え、ビデオカメラ、編集機及びビデオプロジェクターの整備や、これら機器の取り扱いやカメラ技術等の研修会を実施し、さらなる視聴覚教育の充実を目指す。

⑤平成24年3月31日、ツインプラザの中之条町への移管に伴い、平成25年度より視聴覚ライブラリー管理運用業務は中之条町に委託。

(3) 16ミリ映画フィルム等の利用状況 (平成30年度)

- ・全フィルム・ビデオ保有本数 社会教育429本、学校教育326本
(うち平成30年度購入備品 DVD 7本)
- ・平成30年度 利用実績

| 学 校 教 育 | | 社 会 教 育 | | 計 | |
|---------|----|---------|----|----|----|
| 件数 | 本数 | 件数 | 本数 | 件数 | 本数 |
| 11 | 31 | 15 | 20 | 26 | 51 |

(4) 講習会等の実施状況 (平成30年度)

| 行 事 名 | 期 日 | 参 加 人 員 | 会 場 | 内 容 |
|------------|------------|---------|--------|----------------|
| 視聴覚教育デイア研修 | 30. 8. 2 | 7 | ツインプラザ | 視聴覚教育デイア総論ほか |
| | 30. 8. 3 | 7 | 〃 | 映像機器・映像教材等の操作 |
| 映画等試写会 | 30. 11. 14 | 12 | 〃 | 30年度購入ビデオ検討試写会 |
| 機材・教材の整備 | 31. 2. 13 | 19 | 〃 | フィルム洗浄(177本) |

15 中之条病院（中之条病院事業会計） (地方公共団体コード 109088)

(1) 経 緯 昭和40年11月に吾妻郡医師会立中之条病院として開設されたが、のちに同会から吾妻郡の精神保健医療の充実のため時代にあ

った病院建設について吾妻郡町村会及び吾妻広域町村圏振興整備組合に対し財政面の要請があり、県の指導のもとに国県補助金等が検討さ

- れた結果、県の許可に基づき公立民営方式（運営を医師会に委託）の病院として国県補助金・起債等による病院建設を経て昭和53年3月31日診療開始となった。
- (2) 名 称 吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院（公立民営）
 (3) 設置場所 中之条町大字五反田3,891番地
 (4) 建設年度 昭和53年3月完成（昭和52・53年度の2ヶ年継続事業）
 (第1期工事) 診療開始 昭和53年3月31日
 (5) 診療科目 精神科、神経科
 (6) 病 床 数 223床（昭和60年1月9日に老人病棟63床を追加）
 (7) 敷地面積 32,178m²（吾妻郡医師会から無償借受）
 (8) 運営方法 指定管理者制度により吾妻郡医師会が運営。（平成18年9月～）
 (9) 会計 公営企業会計
 (10) 建物 R C造2階建一部B F 3,979.5m²（第1期工事）
 R C造1階建 1,253.305m²（第2期工事）
 木造1階建 243.04m²（第3期工事）
 S造1階建 424.9m²（第4期工事）
 (11) 第1期事業費 586,017千円
 建設年度 昭和52・53年度の2ヶ年継続事業
 <内訳>
 ・本体工事 544,900千円
 ・厨房設備 5,000千円
 ・医療器械 6,400千円
 ・備品 6,846千円
 ・事務費 22,871千円
 第1期工事財源内訳
 ・国庫支出金 134,483千円
 (建物133,531千円、医療器械・備品952千円)
 ・県補助金 40,000千円
 ・起債 347,600千円
 (建物338,900千円、医療器械8,700千円)
 ・町村負担金 63,934千円
 (100%旧8町村人口割) ※医師会より寄附金として返還
 (12) 第2期工事 老人病棟増設
 建設年度 昭和59年12月完成 診療開始 昭和60年1月9日
 増床数 63床
 建物 R C造1階建 1,253.305m²（老人病棟1棟）
 事業費 266,401.2千円
 ・本体工事費 176,893千円

| | |
|---------------------------------------|---|
| ・付帯設備 | 60,547千円 |
| ・雑工事 | 25,000千円 |
| ・設計監理費 | 3,150千円 |
| ・医療器械 | 811.2千円 |
| 財源内訳 | |
| ・国庫支出金 | 48,232千円 (建物47,858千円、医療器械374千円) |
| ・起債 | 137,000千円（全額建物） |
| ・一般財源 | 81,169.2千円 (内町村負担金33,000千円、人口割) ※医師会より寄附金として返還 |
| (13) 第3期工事 医師研修棟ほか新增築工事 | |
| 建設年度 平成19年3月完成（平成18年度事業） | |
| 事業費 | 53,104千円 |
| ・設計監理費 | 2,762千円 |
| ・医師研修棟新築工事 木造1階建243.04m ² | 39,140千円 |
| ・薬局増築工事（管理棟） 鉄骨造1階建18.0m ² | 5,963千円 |
| ・渡り廊下新設工事 鉄骨造1階建31.35m ² | 2,777千円 |
| ・その他附帯工事 | 2,462千円 |
| 財源 全額内部留保資金 | |
| (14) 第4期工事 病棟入替工事 | |
| 建設年度 平成26.27年度の2ヶ年継続工事 | |
| 事業費 | 426,994千円 |
| ・病棟入替工事費 | 371,654千円 |
| ・厨房機器 | 37,487千円 |
| ・エレベーター | 17,853千円 |
| 財源 全額内部留保資金 | |

(15) 施設内容

| 施設の名称 | 面積 (m ²) | 備 考 |
|-------|----------------------|--|
| 管 理 棟 | 766.0 | 第1期工事(昭和52・53年度)※18年度18.0m ² 増築 |
| 病 床 棟 | 2,813.0 | 第1期工事(昭和52・53年度) |
| 診 療 棟 | 418.5 | 第1期工事(昭和52・53年度) |
| 老人病棟 | 1,253.305 | 第2期工事(昭和59年度) |
| 医師研修棟 | 243.04 | 第3期工事(平成18年度) |
| 病棟入替 | 424.9 | 第4期工事(平成26.27年度) |

(16) 平成30年度事業実績

| 項 目 | 人 数 |
|--------------|------|
| 1日当たり平均入院患者数 | 191人 |
| 〃 外来患者数 | 25人 |

16 東部火葬場

- (1) 名 称 吾妻郡東部火葬場・なかのじょう聖苑
- (2) 設置場所 中之条町大字西中之条字宮沢1, 501番地1
- (3) 建設年度 平成6年10月完成（平成4・5・6年度の3ヶ年継続事業）
供用開始 平成6年11月1日（管理運営は、中之条町に委託）
※26年4月から広域直営。
- (4) 敷地面積 8,005.74m²+370.27m²=8,376.01m²
- (5) 建 物 RC造1階一部2階建 1,789.02m²
- (6) 工事費 1,388,545千円
 <内訳> 土地購入費 20,719千円（土地購入16,034千円、立木補償金4,685千円）
 本体工事 924,837千円
 火葬炉工事 73,336千円
 造成工事 72,975千円
 進入路工事 133,161千円
 （土地購入2,709.1m²、5,418千円。立木補償金627千円、合計6,045千円を含む。なお、完成後町道として管理してもらうため中之条町に移管。）
 外構・駐車場工事 53,457千円
 （駐車場9,167千円、建物回り外構44,290千円）
 設計監理委託料 53,457千円
 （建物45,114千円、造成8,343千円）
 地盤調査委託料 1,957千円
 造園植栽工事 9,507千円
 案内標識設置 2,257千円
 水道・電話加入金 665千円（水道515千円、電話150千円）
 地元補償金 25,000千円
 備品購入 16,286千円
 （祭壇6,705千円、斎場用椅子3,824千円、コピーマシン5,757千円）
 消耗品 229千円（茶器等）
 事務費 702千円（落成式典523千円他）
 ※平成11年度 土地購入370.27m²（1,760千円）
- (7) 財源内訳 起債 927,900千円
 （県資金84,400千円、運用部資金843,500千円）
 町村負担金 460,645千円
 合計 1,388,545千円
 （造成費50%8ヶ町村、残り50%を東部4ヶ町村人口割、建物75%を8ヶ町村人口割、25%を東部4ヶ町村人口割）

(8) 施設内容 (m²)

| 施設の名称 | 面積 | 備考 | 施設の名称 | 面積 | 備考 | 施設の名称 | 面積 | 備考 |
|--------------------------|--------|----|-------|--------|--------|--------|--------|----|
| <火葬棟> | 789.69 | | 休憩室 | 13.53 | 職員用 | 身障者便所 | 7.59 | |
| 告別ホール | 95.00 | | 便所 | 2.16 | 職員用 | 女子便所洗面 | 27.20 | |
| 炉前ホール | 66.00 | | 浴室 | 3.60 | 職員用 | 男子便所洗面 | 28.20 | |
| 作業室 | 131.25 | | 洗面所 | 3.00 | 職員用 | <斎場棟> | 431.98 | |
| 収骨室 | 60.00 | | 廊下 | 10.56 | 作業用 | 斎場 | 184.00 | |
| 靈安置室 | 16.65 | | 監視室 | 22.50 | | ホール | 120.00 | |
| 汚物炉室 | 27.00 | | 2階機械室 | 172.35 | | 僧侶控室 | 20.90 | |
| 前室 | 50.25 | 2室 | 2階階段 | 17.84 | | 前室 | 6.87 | |
| 空調機械室 | 33.00 | | <待合棟> | 567.35 | | 空調機械室 | 26.12 | |
| 倉庫 | 12.25 | | 待合ホール | 107.25 | | 休憩室 | 11.40 | |
| 通路 | 30.00 | | ホール廊下 | 233.22 | | 売店 | 5.76 | |
| 風除室 | 15.00 | | 待合室 | 142.29 | 32畳 2室 | 事務室 | 26.00 | |
| 機械室 | 7.75 | | 湯沸室 | 21.60 | | 風除室 | 16.50 | |
| ・火葬炉2基・汚物炉1基・休憩室2・斎場140席 | | | | | | 倉庫 | 14.43 | 2室 |

(9) 平成30年度工事

・火葬炉修繕工事 4,392千円

(10) 吾妻郡東部火葬場使用料一覧表

| 施設等 の名称 | 種 別 | 単 位 | 使用料(円) | | 備 考 |
|------------|----------------------|-----------|--------|---------|--|
| | | | 圏内 | 圏外 | |
| 火葬炉 | 12歳以上の遺体 | 1体 | 10,000 | 30,000 | 圏内・圏外の区分は、死亡した人、届出人及び喪主の住所地をもって行う。 体の一部については個人の申込み及び圏域内に限る。 |
| | 12歳未満の遺体 | 1体 | 5,000 | 20,000 | |
| | 生後1ヶ月未満の遺体、死産児及び体の一部 | 1体 | 3,000 | 10,000 | |
| | 胎盤、 | 10kg未満 | 3,000 | 9,000 | |
| | 産じょくの類 | 10～20kg未満 | 5,000 | 15,000 | |
| | | 20～30kg未満 | 7,000 | 21,000 | |
| 斎 場 | 告別式・通夜式 | 1回 | 50,000 | 150,000 | 1回の使用時間は2時間30分以内。 |
| 靈 安 室 | 安置 | 1回 | 3,000 | 10,000 | 24時間を1回とする。 |
| 待合室 | 火葬・通夜式によるもの | 1回 | 2,000 | 6,000 | 1回の使用時間は2時間30分以内。 |
| | 通夜によるもの | 1回 | 10,000 | 50,000 | 17時から翌日8時までを使用時間とし、これを1回とする。 |

(11) 平成30年度利用実績

| 項目 | 利用件数 | 内 圏外利用件数 |
|--------|----------|----------|
| ・委託料総額 | 18,620千円 | 6件 |
| ・使用料収入 | 10,059千円 | 41件 |
| | | 0件 |
| 待合室 | 550件 | 4件 |
| 靈安室 | 40件 | 3件 |

17 西部火葬場

| | |
|-----------------|---|
| (1) 名 称 | 吾妻郡西部火葬場 |
| (2) 設置場所 | 草津町大字草津字滝沢尻原641番地38 |
| (3) 建設年度 | 昭和56年3月完成（昭和55年度 単年度事業） 供用開始 昭和56年4月1日（管理運営は、草津町に委託） |
| (4) 敷地面積 | 1,063m ² |
| (5) 建 物 | R C造1階一部2階建 315.54m ² |
| (6) 工事費 <内訳> | 136,006千円 土地購入費 15,945千円（草津町より購入） 本体工事 100,740千円 火葬炉工事 12,500千円 雑工事 517千円 設計監理委託料 3,922千円 事務費 2,382千円 |
| (7) 財源内訳 | 起 債 89,600千円 町村負担金 46,406千円（人口割） 合 計 136,006千円 |
| (8) 施設内容 | |

| 施設の名称 | 面積 (m ²) | 備 考 | 施設の名称 | 面積 (m ²) | 備 考 |
|--------------|-------------------------|--------|------------|-------------------------|-----|
| 炉前ホール及び焼香ホール | 81.54 | | 事務室及び職員休憩室 | 18.0 | |
| 休憩室及び談話室 | 108.0 | 休憩室18畳 | 収骨室 | 18.0 | |
| 靈安室 | 13.5 | | 倉庫 | 13.5 | |
| 便所 | 18.0 | | 炉上屋 | 45.0 | |

・火葬炉1基、汚物炉1基、休憩室1

18 救急医療

(1) 事業の趣旨：圏域の救急医療体制の向上を図るため、1次救急（在宅当番医制を吾妻郡医師会に委託）及び2次救急（救急指定6病院の病院群輪番制当番医に対し補助金の交付）の体制強化を推進する。

(2) 事業開始年度

・1次救急 昭和53年度（在宅当番医制、日曜祭日及び年末年始の昼間に開業）

- (9) 平成30年度利用実績 火葬場 288件（うち圏域外13件）
待合室 270件（うち圏域外12件）
靈安室 2件（うち圏域外1件）
・管理運営委託料総額18,179千円（草津町へ） 使用料収入 3,636千円
- (10) 耐震診断等業務委託料 2,698,500円（23年度、ふるさと基金充当）
- (11) 改修工事
 - ・実施設計委託料 5,775,000円（24年度、ふるさと基金充当）
 - ・建屋改修工事費 94,290,000円（以下25年度）
 - ・火葬炉交換工事費 40,530,000円
 - ・設計監理業務委託料 4,413,000円
 - ・備品購入費（ふるさと基金充当） 2,205,000円（待合室ソファ一等）
630,000円（拾骨台）

(12) 吾妻郡西部火葬場使用料一覧表

| 施設等 の名称 | 種 別 | 単 位 | 使用料(円) | | 備 考 |
|------------|--------------------------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| | | | 郡内 | 郡外 | |
| 火葬炉 | 12歳以上の遺体 | 1体 | 10,000 | 30,000 | |
| | 12歳未満の遺体 | 1体 | 5,000 | 20,000 | |
| | 生後1ヶ月未満の遺体、 死産児及び体の一部 | 1体 | 3,000 | 10,000 | 体の一部については個人の 申込及び圏域内に限る。 |
| 靈安室 | 安置 | 1回 | 3,000 | 10,000 | 24時間を1回とする。 |
| 待合室 | 火葬として使用する場合 | 1回 | 2,000 | 6,000 | 1回の使用時間は2時間30分以内。 |

・2次救急 昭和56年度（病院群輪番制、夜間は通年開業及び年末年始の昼夜間開業）

◆2次救急を開始するに当たり各病院の施設設備充実のための補助金を交付。

施設費補助金 20,430千円（内県補助金13,620千円）

設備費補助金 20,000千円（内県補助金13,332千円）

◆昭和63年度に医療器械器具購入補助金18,000千円
(原町赤十字病院) (内県補助金12,000千円)

(3) 1次救急参加病院 (平成30年度) 19病院

| <中之条町> 6病院 | | <東吾妻町> 5病院 | | <嬬恋村> 2病院 | |
|------------|--------|------------|----|-----------|----|
| 後藤医院 | 内科 | 小池医院 | 内科 | 嬬恋村診療所 | 内科 |
| 田島病院 | 内科 | 吾妻脳外循環科 | 内科 | 桜井クリニック | 内科 |
| 四万診療所 | 内科 | 原町赤十字病院 | 外科 | <草津町> 2病院 | |
| 吾妻さくら病院 | 内科, 外科 | 東吾妻町診療所 | 内科 | 布施医院 | 内科 |
| しまだ医院 | 内科 | くりはら医院 | 内科 | 草津こまくさ病院 | 内科 |
| けんもち医院 | 内科 | <長野原町> 4病院 | | | |
| | | 西吾妻福祉病院 | 外科 | | |
| | | 長生病院 | 内科 | | |
| | | 櫻井医院 | 内科 | | |
| | | 長野原診療所 | 内科 | | |

(4) 2次救急参加病院 (平成30年度) 6病院

| <中之条町> | | 当番日数 | 入院患者数 | 外来患者数 | 計(人) | 補助金交付額(千円) ※1 |
|----------|----------------|------|-------|-------|-------|---------------|
| 吾妻さくら病院 | 内科, 外科 | 112日 | 2 | 155 | 157 | 2,240 |
| 田島病院 | 内科 | 47日 | 9 | 38 | 47 | 940 |
| <東吾妻町> | | | | | | |
| 原町赤十字病院 | | 129日 | 270 | 966 | 1,236 | 2,580 |
| <長野原町> | | | | | | |
| 長生病院 | 内科, 小児科, 外科等 | 46日 | 2 | 11 | 13 | 920 |
| 西吾妻福祉病院 | 内科, 小児科, 外科 | 81日 | 78 | 606 | 684 | 1,620 |
| <草津町> | | | | | | |
| 草津こまくさ病院 | 内科, 整形外科, 泌尿器科 | 23日 | 1 | 2 | 3 | 460 |
| 合 計 | | 437日 | 438日 | 362 | 1,778 | 2,140 |

※1 補助金額 (平成30年度) 8,760,000円 当番1日当たり20,000円

19 介護認定審査会

- (1) 経緯 平成9年12月の介護保険法成立に伴い、二次判定審査が平成11年10月より始まりましたが、二次判定審査会業務における審査の公平性・中立性及び審査委員選定の透明性の確保、並びに広域処理による事務の効率化の観点から吾妻広域町村圏での事業としました。
(2) 審査委員報酬：審査会1回につき15,000円 (平成29年度 計7,020千円)

(3) 平成30年度要介護認定期件数

| | 中之条町 | 長野原町 | 嬬恋村 | 草津町 | 高山村 | 東吾妻町 | 合計 | 割合 | 変更数 | 判定 | 一次判定からの割合 |
|------|-------|------|-----|-----|-----|------|-------|--------|-----|-------|-----------|
| 自立 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 10 | 0.3% | 1 | 10.0% | |
| 要支援1 | 142 | 54 | 59 | 93 | 24 | 84 | 456 | 11.4% | 98 | 21.5% | |
| | 155 | 47 | 99 | 64 | 30 | 154 | 549 | 13.8% | 159 | 29.0% | |
| 要介護 | 316 | 79 | 153 | 104 | 59 | 227 | 938 | 23.5% | 162 | 17.3% | |
| | 196 | 65 | 110 | 65 | 60 | 195 | 691 | 17.3% | 113 | 16.4% | |
| | 174 | 59 | 102 | 43 | 38 | 142 | 558 | 14.0% | 64 | 11.5% | |
| | 146 | 41 | 67 | 44 | 36 | 143 | 477 | 12.0% | 74 | 15.5% | |
| | 95 | 26 | 39 | 22 | 29 | 97 | 308 | 7.7% | 53 | 17.2% | |
| 再調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | | | |
| 計 | 1,225 | 374 | 630 | 437 | 277 | 1044 | 3,987 | 100.0% | 724 | 18.2% | |

(4) 審査会開催回数 102回

(5) 審査委員（3合議体制） 24人（任期 平成31年4月～令和3年3月）

| 合議体 | 氏名 | 推薦別 | 業種（職種） | 所属 |
|-------|--------|------|----------------|---------------|
| 第一合議体 | 鶴田 治 | 医師会 | 医療（医師） | しまだ医院 |
| | 桑原 政男 | 医師会 | 医療（医師） | 桑原整形外科クリニック |
| | 高嶺 一雄 | 医師会 | 医療（医師） | 群馬リハビリテーション病院 |
| | 関谷 務 | 医師会 | 医療（医師） | 中之条病院 |
| | 坂本 敦 | 中之条町 | 保健（理学療法士） | 群馬リハビリテーション病院 |
| | 林 克徳 | 中之条町 | 福祉（社会福祉法人事務局長） | 中之条町社会福祉協議会 |
| | 山野 峰子 | 東吾妻町 | 福祉（介護福祉士） | 在宅 |
| | 後藤 盛和 | 高山村 | 福祉（介護福祉士） | りんどうの里 |
| 第二合議体 | 布施 正博 | 医師会 | 医療（医師） | 布施医院 |
| | 金子 稔 | 医師会 | 医療（医師） | 長野原町へき地診療所 |
| | 櫻井 慶一 | 医師会 | 医療（医師） | 櫻井クリニック |
| | 櫻井 輝久 | 医師会 | 医療（医師） | 櫻井医院 |
| | 篠原 守 | 長野原町 | 福祉（福祉施設長） | からまつ荘 |
| | 荻野 早苗 | 長野原町 | 福祉（介護支援専門員） | 嬬恋村社会福祉協議会 |
| | 熊川 とも子 | 嬬恋村 | 保健（看護師） | （合同）ライフサポートゆい |
| | 下谷 守 | 中之条町 | 保健（理学療法士） | 西吾妻福祉病院 |
| 第三合議体 | 田島 郁文 | 医師会 | 医療（医師） | 田島病院 |
| | 竹澤 二郎 | 医師会 | 医療（医師） | 原町赤十字病院 |
| | 川越 靖夫 | 医師会 | 医療（歯科医師） | かわごえデンタルクリニック |
| | 外丸 雅晴 | 医師会 | 医療（歯科医師） | 外丸歯科医院 |
| | 町田 郁子 | 中之条町 | 福祉（福祉施設理事長） | （福）崇山会 |
| | 佐藤 義彦 | 東吾妻町 | 福祉（評議員） | 在宅 |
| | 唐沢 つな子 | 東吾妻町 | 保健（看護師） | 在宅 |
| | 土屋 由美子 | 草津町 | 保健（保健師） | 在宅 |

20 障害者判定等市町村審査会

(1) 経緯 平成18年4月の障害者自立支援法（平成25年4月1日付で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と名称変更）の施行に伴い、二次判定審査が18年9月より始まりました。審査会業務における審査の公平性・中立性及び審査委員選定の透明性の確保、並びに広域処理による事務の効率化の観点から吾妻広域町村圏での事業としました。

(2) 審査委員報酬

審査会1回につき10,000円（平成30年度 計540千円）

(3) 審査会開催回数 13回

(4) 審査委員（1合議体制） 6人（下表）

（任期平成31年4月～令和3年3月）

| 合議体 | 氏名 | 推薦別 | 職種（区分） | 所 属 |
|-------|-------|-----|-----------|---------------|
| 第一合議体 | 関谷 務 | 医師会 | 医師（精神） | 中之条病院 |
| | 真塩 清 | 医師会 | 医師（身障） | 群馬リハビリテーション病院 |
| | 吉澤 市朗 | 町村 | 福祉施設長（知的） | ほほえみ工舎 |
| | 平石 恒男 | 町村 | 理学療法士（身障） | 在宅 |
| | 小林 雅春 | 町村 | 看護師長（精神） | 中之条病院 |
| | 中曾根良雄 | 町村 | 養護教諭（知的） | 県立吾妻特別支援学校 |

(5) 平成30年度認定件数 102件（身体33件、知的56件、精神14件）

| | 中之条町 | 長野原町 | 嬬恋村 | 草津町 | 高山村 | 東吾妻町 | 合計 | 割合 | 変更判定数 | 一次から的一次判定割合 |
|---------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|--------|-------|-------------|
| 自立(非該当) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | |
| 区分 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1.0% | 0 | 0.0% |
| | 2 | 8 | 0 | 6 | 5 | 1 | 23 | 22.5% | 0 | 0.0% |
| | 3 | 5 | 1 | 6 | 3 | 2 | 3 | 20 | 19.6% | 1 |
| | 4 | 8 | 0 | 5 | 2 | 0 | 6 | 21 | 20.6% | 1 |
| | 5 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 8 | 7.9% | 1 |
| | 6 | 7 | 0 | 6 | 2 | 4 | 10 | 29 | 28.4% | 0 |
| 再調査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0 | |
| 計 | 30 | 2 | 23 | 13 | 7 | 27 | 102 | 100.0% | 3 | 2.9% |

21 障害者相談支援事業委託事業

(1) 経緯

障害者自立支援法第77条第1項の規定により、平成19年4月から市町村で相談支援事業を行うことになりましたが、地域の障害者の実態を勘案し、事務の効率化の観点から相談支援専門員の設置に関する指定相談支援事業者との業務委託について平成19年度より共同事務処理することになりました。

(2) 事業の名称 あがつま相談支援センター

(3) 事業所の位置 中之条町大字西中之条240-3番地（旧統計事務所）

(4) 専門員の数 4名((社福)カリソンの村・(社福)愛星会に委託)

(5) 事業費 22,658,000円 (平成30年度)

事業委託金 22,346,000円（大原荘、やまばと）

施設使用料 312,000円

(6) 相談件数 6,065件 (平成30年度)

22 障害者虐待防止事業

(1) 経緯

障害者虐待防止法が平成24年10月1日に施行され、郡内町村にも虐待防止センターを設置することとなりましたが、郡内福祉担当者で組織する自立支援協議会において、あがつま相談支援センター内に虐待防止センターを併設し障害者の虐待防止支援を行うことを決定し、平成25年度より新たに吾妻広域で共同事務処理することになりました。

(2) 事業の名称 あがつま障害者虐待防止センター

(3) 事業所の位置 中之条町大字西中之条240-3番地（旧統計事務所）

あがつま相談支援センターに併設

(4) 相談員の数 1名((社福)愛星会に委託)

(5) 事業費 5,305,000円 (平成30年度)

(6) 相談件数 17件、啓蒙活動 5件 (平成30年度)

23 ふるさと市町村圏基金事業

(1) ふるさと市町村圏選定年月日

平成4年9月1日

(2) 基金の名称

吾妻広域町村圏振興整備組合ふるさと市
町村圏基金

(3) 基金の造成年度及び金額

平成4年度、10億円

(4) 出資割合：吾妻広域町村圏振興整備組合規約第14条による経常的経費に係る負担金の分賦割合により、均等割20%、人口割50%、基準財政需要額割30%と定める。

(5) 事業及び基金運用益（右表）

(6) 事業開始年度 平成5年度

出資額内訳

| 町村名等 | 出資額等 | 町村名等 | 出資額等 |
|-------|-----------|------|-----------|
| 旧中之条町 | 207,064千円 | 草津町 | 103,087千円 |
| 旧東村 | 54,077千円 | 旧六合村 | 55,303千円 |
| 旧吾妻町 | 176,559千円 | 高山村 | 69,090千円 |
| 長野原町 | 95,321千円 | 群馬県 | 100,000千円 |
| 嬬恋村 | 139,499千円 | | (補助金) |

(7) 平成26年度において、取崩できるよう規約及び条例を改正。

取崩後の出資額内訳（平成28年3月31日現在）

| 町村名等 | 取崩額 | 残額 | 備考 |
|------|-----------|-----------|---------|
| 中之条町 | 41,794千円 | 220,573千円 | 旧六合村と合算 |
| 長野原町 | 16,662千円 | 78,659千円 | |
| 嬬恋村 | 25,936千円 | 113,563千円 | |
| 草津町 | 100,000千円 | 3,087千円 | |
| 高山村 | 12,058千円 | 57,032千円 | |
| 東吾妻町 | 36,750千円 | 193,886千円 | 旧東村と合算 |
| 群馬県 | — | 100,000千円 | 補助金 |
| 合計 | 233,200千円 | 766,800千円 | |

| 年度 | 事業名等(▼:受託事業) | 事業費(A) | 前年度繰越金・基金利子等 | | 翌年度 繰越額 (B+C)-(A) |
|----|---|--------------------------------------|--------------|--------------------------------------|-------------------------|
| | | | 基金利子(B) | その他収入 及び前年度 繰越金(C) | |
| 5 | 吾妻観光情報誌「CAO !創刊号」の発刊(2万部) | 20,000,000 | 30,661,310 | 0 | 10,661,310 |
| 6 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 2号」の発刊(2万部) 観光写真展協賛負担金 | 24,350,000 300,000 | 25,175,233 | 10,661,310 | 11,186,543 |
| 7 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 3号」の発刊(1万8千部) ▼特產品特集号2万部発刊(吾妻物産振興協会受託事業) ▼川原湯温泉特集号2万部発刊(旧建設省受託事業) | 17,800,000 3,090,000 2,400,000 | 11,004,676 | 11,186,543 3,090,000 2,400,000 | 4,391,219 |
| 8 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 4号」の発刊(1万5千部) ▼特集ふるさと中之条(中之条紀行)の原稿作成 | 10,000,000 978,500 | 6,114,841 | 4,391,219 978,500 | 506,060 |
| 9 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 5号」原稿作成 ▼中之条紀行1万部発刊(中之条町受託事業) | 3,990,000 2,992,500 | 5,655,654 | 506,060 2,992,500 | 2,171,714 |
| 10 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 5号」の発行(1万5千部) | 5,985,000 | 5,763,200 | 2,171,714 | 1,949,914 |
| 11 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 6号」の原稿作成 | 3,990,000 | 4,556,291 | 1,949,914 | 2,516,205 |
| 12 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 6号」の発刊(8千部) | 3,990,000 | 4,216,198 | 2,516,205 | 2,742,403 |
| 13 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 7号」の原稿作成 | 3,990,000 | 7,688,855 | 2,742,403 | 6,441,258 |
| 14 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 7号」の発刊(8千部) | 5,754,000 | 60,991,321 | 6,441,258 | 61,678,579 |
| 15 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 8号」の発刊(8千部) 吾妻観光情報誌「CAO ! 9号」の原稿作成 | 9,954,000 4,798,500 | 30,038,626 | 61,678,579 | 81,763,205 |
| 16 | 吾妻広域観光推進事業(首都圏観光メディア記者招待会) 海の家・高架水槽取替・部屋内装等工事(p.13参照) | 3,406,992 8,499,750 | 12,846,249 | 81,763,205 | 77,904,212 |
| 17 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 9号」の発行(8千部) 吾妻広域観光推進事業(首都圏観光メディア記者招待会) 養護老人ホーム新築工事(p.22参照)(総事業費755,123千円) | 4,798,500 3,500,000 22,418,000 | 30,500,083 | 77,904,212 | 77,687,795 |
| 18 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 10号」の原稿作成 広域観光推進事業(吾妻の温泉の街づくりフォーラム) 吾妻郡獣肉処理加工施設建設事業負担金(総事業費39,302,787円) | 4,798,500 2,231,186 24,346,787 | 31,045,963 | 77,687,795 | 77,357,285 |
| 19 | 吾妻観光情報誌「CAO ! 10号」の発行(8千部) | 4,798,500 | 20,738,412 | 77,357,285 | 93,297,197 |
| 20 | 吾妻郡図書館図書貸出システム入替業務委託料 平成19年度獣肉処理加工施設運営費負担金 | 10,237,500 5,464,292 | 2,669,995 | 93,297,197 | 80,265,400 |
| 21 | 平成20年度獣肉処理加工施設運営費負担金 吾妻広域ホームページ作成管理委託料 獣肉処理加工施設への個体運搬費補助金 | 5,088,768 593,975 106,000 | 5,024,349 | 80,265,400 | 79,501,006 |
| 22 | 平成21年度獣肉処理加工施設運営費負担金 獣肉処理加工施設への個体運搬費補助金 養護老人ホーム自動消火装置設置工事(総事業費42,000,000円) | 6,075,454 131,000 20,000,000 | 36,108 | 79,501,006 | 53,330,660 |

| | | | | | | |
|----|--|------------|--|--|---------|------------|
| 23 | 平成 22 年度 獣肉処理加工施設運営費負担金 | 888,000 | | | | |
| | 獣肉処理加工施設への個体運搬費補助金 | 50,000 | | | | |
| | 西部火葬場耐震改修設計委託料(p.16 参照) | 2,698,500 | | | | |
| 24 | 平成 23 年度 獣肉処理加工施設運営費負担金 | 816,000 | | | | |
| | 西部火葬場改修実施設計委託料(p.16 参照) | 5,775,000 | | | | |
| | はしご付消防自動車オーバーホール委託料(総事業費 25,882,500 円) | 10,000,000 | | | | |
| 25 | 平成 24 年度 獣肉処理加工施設運営費負担金 | 678,000 | | | | |
| | 西部火葬場備品購入費(p.16 参照) | 2,835,000 | | | | |
| | 吾妻地域モニターツアー補助金(吾妻観光連盟) | 1,500,000 | | | | |
| 26 | 高規格救急自動車購入費(総事業費 34,668 千円) | 6,443,000 | | | | |
| | 消防本部庁舎改修費 | 6,605,000 | | | | |
| | あがつま相談支援センターカーポート修繕費 | 129,600 | | | | |
| | 吾妻線「遊湯あがつま」誘客促進協議会活動費 | 12,942 | | | | |
| 27 | 西部消防署 駐車場取得料 | 8,188,948 | | | | |
| | 吾妻地域現地視察会補助金 | 750,000 | | | | |
| | 吾妻線「遊湯あがつま」誘客促進協議会活動費 | 200,901 | | | | |
| 28 | | | | | 716,084 | 43,937,500 |
| 29 | | | | | 511,388 | 44,653,584 |
| 30 | 一般廃棄物広域処理推進事業費補助金 | 1,598,400 | | | 859,295 | 45,164,972 |
| | | | | | | 44,425,867 |

24 町村共有林維持管理事業

(1) 共有山林の所有及び管理運営の沿革

明治39年に吾妻郡の財産造成と造林事業奨励の目的で、国有林に対して吾妻郡が部分林契約（分収歩合2官8民）を行い、同年造林事業に着手し、大正2年までに岩下山、城岩の殆どの造林を完了する。

大正13年の郡制廃止に伴い、所有が県に移管され県有模範林として管理されることになりましたが、昭和29年地方自治体財政確立の目的で、郡内8ヶ町村の共有林として再び払い下げを受けました。

その後、計画的で合理的な施業を的確に行い、かつ地域の指導林及び模範林たる役割から、昭和37年10月に吾妻郡町村共有林維持管理組合を設立し管理運営及び経営を行ってきましたが、吾妻郡の一部事務組合統合計画により平成6年4月に吾妻広域町村圏振興整備組合に統合となり現在に至っています。

(2) 共有山林の位置等

| 森林 計画区 | 町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 面 積 | |
|-----------|------|----|-----|------------|-----|---------------------|--------|
| | | | | | | 台帳(m ²) | 実測(ha) |
| 吾妻川 | 東吾妻町 | 岩下 | 岩下山 | 2,726番地の4 | 山林 | 384,226 | 39.06 |
| | 東吾妻町 | 岩下 | 岩下山 | 2,726番地の33 | 保安林 | 16,462 | 1.66 |
| | 東吾妻町 | 大戸 | 城山 | 2,367番地 | 保安林 | 153,719 | 15.37 |
| | 中之条町 | 四万 | 湯原川 | 811番地の1 | 山林 | 58,383 | 5.84 |

| | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|---------|-------|
| 合 計 | | | | | 612,790 | 61.99 |
|-----|--|--|--|--|---------|-------|

(3) 持分及び持分の根拠

持分は、中之条町5口、東吾妻町5口及びその他の町村は1口です。

町村負担金の分賦割合の根拠となる持分とは、昭和の大合併以前の町村数に中之条町・東吾妻町は六合村・東村をそれぞれ加えた数です。

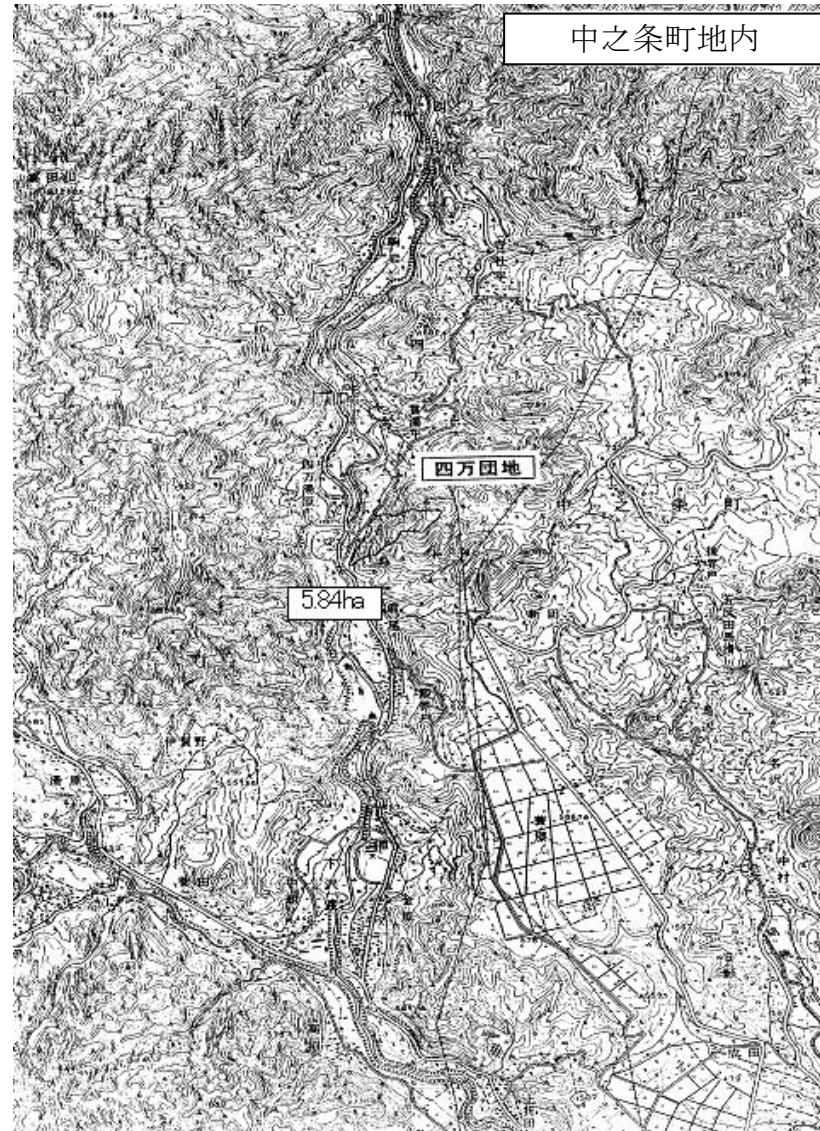
(4) 事業概要◆第10期経営計画（平成20年度～24年度）における事業◆

| 所 在 地 | 面 積 (ha) | 伐採面積(ha) | | 造 林 面 積(ha) | |
|------------|-------------|----------|-------|-------------|------|
| | | 主伐 | 間伐 | 更新 | 補植 |
| 東吾妻町岩下字岩下山 | 40.72 | | 32.22 | | |
| 東吾妻町大戸字城山 | 15.43 | | 4.98 | | 0.10 |
| 中之条町四万字湯原川 | 5.84 | | | | |

昭和32年、森林法の一部改正により公有林経営計画の策定制度が制定されたのを機会に経営計画が策定されました、平成24年度で第10期経営計画が終了しました。

現在施業すべき事業がないことから計画は策定されていませんが、今後の状況により業務委託先である吾妻森林組合と協議の上、必要に応じて経営計画を策定する予定です。

◆平成30年度事業 実施事業なし



25 養護老人ホーム

昭和46年8月1日に、老人福祉法による養護老人ホームとして「吾妻老人福祉施設組合」を開設、その後、吾妻圏域内の一部事務組合の統合が図られ平成6年4月1日に吾妻広域町村圏振興整備組合に統合となった。

- (1) 名称 吾妻養護老人ホーム
- (2) 設置場所 高山村大字中山6, 858番地の24
- (3) 供用開始 昭和47年4月1日
- (4) 定員 60名、ショート3名
- (5) 施設内容
 - ・敷地面積 16, 220.71m² (高山村との使用貸借)
 - ・建物延面積 3, 069.19m² (鉄骨造平屋建て)

| 施設の名称 | 面積 (m ²) | 備考 | 施設の名称 | 面積 (m ²) | 備考 |
|------------------------|-------------------------|-----------------------------|----------|-------------------------|----|
| 居室(入所者 60名) 60室全室個室 | 688.8 | 1部屋 11.48 m ² | ラウンジ | 62.5 | |
| 居室(ショートステイ 3名) | 34.4 | 3室個室〃 | 介護員室 | 39.3 | |
| 食堂兼集会室 | 198.5 | | 医務室 | 8.4 | |
| 談話室 | 147.4 | 7箇所計 | 調理室 | 76.1 | |
| 浴室・脱衣室 | 67.2 | 2箇所計 | 会議室 | 45.3 | |
| ゲラブ室 | 34.0 | | 事務室・施設長室 | 40.5 | |

(6) 入所者の状況 (令和元年5月1日現在)

| 項目 | 説明 | 備考 |
|--------|--------|-------------------------------|
| 入所者数 | 52名 | 男性 16名・女性 36名・圏域内 41名・圏域外 11名 |
| 平均在所期間 | 6年4ヶ月 | 男性 6年6ヶ月・女性 6年3ヶ月 |
| 平均年齢 | 80歳6ヶ月 | 男性 77歳7ヶ月・女性 83歳5ヶ月 |

(7) 主な工事費

- ▼エアコン設置工事 (平成25～26年度) 工事費8, 924千円 (一般財源)
- ▼スプリンクラー設置工事 (平成22年度) 工事費42, 000千円 (一般財源22, 000千円、ふるさと基金20, 000千円)
- 設計業務委託料882千円 (一般財源)、監理委託料399千円 (一般財源)
- ▼浴室改修工事 (平成24年度) 工事費10, 668千円 (一般財源)、設計業務委託料1, 218千円 (一般財源)
- ▼中央監視装置更新工事 (平成27年度) 工事費4, 968千円 (一般財源)
- ▼施設の建替え 平成16・17年度継続事業により実施

26 消費生活センター

設立経緯・・・消費者の権利を尊重し、消費者の利益の擁護及び増進を図るべく設置された消費者庁によって消費者行政への関心が高まる中、吾妻郡内町村消費者行政担当者が、消費生活センター設置に向けて協議を重ねてきました。

| 〈歳出内訳〉 | 全体 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|-----------|----------|---------|----------|----------|
| 建築工事 | 459, 288 | | 244, 580 | 214, 708 |
| 電気工事 | 83, 160 | | 25, 110 | 58, 050 |
| 機械設備工事 | 144, 375 | | 58, 950 | 85, 425 |
| 小計 | 686, 823 | | 328, 640 | 358, 183 |
| 設計委託料 | 23, 100 | 23, 100 | | |
| 県証紙代 | 120 | | | 120 |
| 工事監理 | 8, 820 | | 4, 410 | 4, 410 |
| 備品購入費 | 36, 260 | | | 36, 260 |
| 合計 (総事業費) | 755, 123 | 23, 100 | 333, 050 | 398, 973 |

| 〈歳入内訳〉 | 全体 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|-------------|----------|---------|----------|----------|
| 国庫支出金 | 162, 690 | | 78, 735 | 83, 955 |
| 県支出金 | 81, 344 | | 39, 367 | 41, 977 |
| 起債 | 388, 100 | 18, 400 | 171, 400 | 198, 300 |
| 繰入金(ふるさと基金) | 22, 418 | | | 22, 418 |
| 一般財源 | 100, 571 | 4, 700 | 43, 548 | 52, 323 |
| 合計 | 755, 123 | 23, 100 | 333, 050 | 398, 973 |

(8) 介護保険導入の経緯

養護老人ホーム利用者は、加齢とともに介護度が重度化していく状況下において、介護保険料を納付しているにも拘わらず、介護保険制度を利用できないのは矛盾があることや措置費が一般財源化されたこと等から、平成18年4月1日付けで制度改革され、当ホームにおいても、訪問介護事業所及び特定施設の指定を受けて、平成18年10月より訪問介護事業を開始した。

▼介護保険利用状況 (平成31年4月1日現在契約数)

契約者数33名

(9) 給食業務の外部委託

平成26年12月から給食業務の外部委託を実施し、指名型プロポーザルにより業者を決定。

平成30年度委託料 38, 043, 879円

給食業務委託業者 日清医療食品株式会社 北関東支店

た。

その結果、吾妻広域町村圏振興整備組合が事業主体となることなどを同理事会に提言、理事会の決定によって、平成22年4月開設いたしました。

- (1) 名称 吾妻郡消費生活センター
- (2) 設置場所 吾妻広域事務局内
- (3) 開設 平成22年4月1日
- (4) 相談員 2名（吾妻広域嘱託職員）

- (5) 平成30年度相談件数 269件（電話210件、来所59件）
30代以下14%、40代～50代25%、60代以上52%、不明9%
- (6) 出前講座4回

27 一部事務組合の統合

(1) 圏域の課題として

一部事務組合の統合は、広域圏設立（昭和47年6月1日）当初からの課題であり、総合計画策定時には常に議題となっていた。

◆吾妻圏域（吾妻郡）の町村が構成団体の一員として組織している一部事務組合の状況（統合前） ※次ページの表

(2) 法的に統合可能な組合（7組合）

吾妻郡町村伝染病院組合、吾妻郡町村共有林維持管理組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、吾妻老人福祉施設組合、吾妻農業共済事務組合

(3) 平成6年4月1日付けで吾妻広域町村圏振興整備組合に統合された4組合

吾妻郡町村伝染病院組合（平成11年3月31日解散）

吾妻郡町村共有林維持管理組合、吾妻老人福祉施設組合
吾妻農業共済事務組合（平成22年3月31日解散）

(4) 今後も統合を検討・推進を行う3組合

吾妻東部衛生施設組合

西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合

(5) 法的に統合が不可能の組合

鳥帽子山植林町村組合（構成町村に吾妻圏域外の村が存在している。）

渋川交通災害共済組合（構成町村に吾妻圏域外の市町村が存在している。）（平成19年3月31日廃止）

(6) 組合統合の検討の歴史

広域圏設立以来、圏域の課題であったため、組合統合は何度となく検討した経過があります。

◆第1次の検討（昭和51年度）

統合の第一目的を、庶務、人事管理及び議会等の集中管理方式により組合職員の削減に重点が置かれ各一部事務組合の所長等で検討がされ、各組合の現状等を調査したが次のような課題が出され、具体的な解決策もないまま自然消滅となってしまった。

集中管理方式において庶務、人事管理、議会等を広域圏事務局で行ったとしても、各一部事務組合において同様の事務を行っている職員は、他の事務を併せて担当しているので、広域圏事務局に引き上げることは不可能であり職員の削減はできない。

各組合の財産及び給与体系の違いをどうするか。

◆第2次の検討（昭和57年度）

第二次広域圏総合計画が策定され、行財政の合理化を目的に統合が検討された。

この時は、広域行政の在り方が理解されており、各一部事務組合の所長等管理職員の検討においては「広域行政の一元化は時代の趨勢であり、これから共同事務処理は、広域圏組合で行った方が良い。」という結論となり、この旨を理事会に報告、理事会で結論を出すという事になったが、結論を出す前に町村長が変わり統合に至らなかった。理事長が積極的に推進できなかつた最大の理由は、統合した事務の全てを理事長1人で執行しなければならなくなることに対する問題があつた。

◆第3次の検討（平成3～5年度）

平成3年2月に策定された総合計画において、圏域の重要課題に位置付けられ総合計画推進委員会（構成町村の助役、収入役で構成）を中心とし、構成町村の総務課長がプロジェクトチームを編成し、検討を行い推進委員会及び理事会を経て一部事務組合の統合が決定され、事務的な検討を統合となる一部事務組合職員で行い平成6年4月1日に統合となる。

○統合の目的

単一事業の一部事務組合を統合し、広域行政の一元化を図ることにより、行政組織の簡略化及び合理化を図る。

一元化により複数の市町村が協力し効率的行政を目指す広域行政機構の仕組が住民及び議会議員に理解しやすくなり、より一層の行政の合理化及び広域行政事業の進展を目指すことができる。

○統合における基本的事項

解散する組合の財産は、広域圏組合に帰属する。

統合前の管理者を担当理事とし、理事長の権限委任により通常の決裁を行えるようにする。

職員の給与体系は、広域圏組合のものを使う。なお、派遣職員は、派遣協定により給与を定める。

統合前の組合の事務所（吾妻伝染病院等）は出先機関とし、職名を所長に統一する。

統合に当たっては、個々の事業所となる職員の削減は行わない。

| 組合名 | 設立年月日 | 共同処理事務 | 構成町村（発足当時） |
|-----------------------|-------------|--------------|----------------------|
| 吾妻郡町村伝染病院組合 | 昭和29年2月18日 | 伝染病隔離病舎運営事務 | 吾妻郡旧8ヶ町村（広域圏と同じ） |
| 鳥帽子山植林町村組合 | 昭和30年10月30日 | 鳥帽子山部分林事務 | 中之条町、旧東村、旧吾妻町、☆旧小野上村 |
| 吾妻郡町村共有林維持管理組合 | 昭和37年10月25日 | 共有林維持管理 | 吾妻郡旧8ヶ町村（広域圏と同じ） |
| 吾妻東部衛生施設組合 | 昭和40年11月10日 | し尿・ごみの共同処理事務 | 中之条町、旧東村、旧吾妻町、高山村 |
| 西吾妻衛生施設組合 | 昭和41年4月11日 | し尿の共同処理事務 | 長野原町、嬬恋村、草津町、旧六合村 |
| 渋川交通災害共済組合(19.3.31廃止) | 昭和42年5月31日 | 交通災害共済事務 | 吾妻郡旧8ヶ町村、☆渋川広域圏構成町村 |
| 西吾妻環境衛生施設組合 | 昭和46年5月20日 | ごみの共同処理事務 | 長野原町、嬬恋村、旧六合村 |
| 吾妻老人福祉施設組合 | 昭和46年8月1日 | 養護老人ホームの運営事務 | 吾妻郡旧8ヶ町村 |
| 吾妻広域町村圏振興整備組合 | 昭和47年6月1日 | 広域行政の推進事務 | 吾妻郡旧8ヶ町村 |
| 吾妻農業共済事務組合 | 昭和61年12月1日 | 農業共済事業の共同処理 | 吾妻郡旧8ヶ町村 |

●群馬県の全町村が構成団体になっている総合事務組合は、除いてあります。

28 吾妻物産振興協会（昭和60年3月27日設立）（任意団体運営事業）

(1) 設立の趣旨等

多くの有名な観光地には名の通った土産品があるが、本圏域は群馬県屈指の観光地にもかかわらず、圏域を代表するインパクトを持った土産品・特産品を挙げるのには苦労するところである。こうしたことから、地域を代表する土産品・特産品のPR・販売促進等を目的として、さらに会員の研修・情報交換の場として昭和60年3月に「吾妻物産振興協会」が設立され、以来事務局として当組合が運営と事務に携わっている。

(2) 主な事業

- ・あがつま地方特産品の宣伝及び各種イベントへの参加
- ・群馬県観光物産国際協会主催物産展事業への出展
- ・群馬県の物産・名産の公式通販サイト「CASAぐんま」への参加
- ・ホームページにて会員紹介ならびに物産品紹介
- ・パンフレットの作成

「吾妻地方特産品パンフレット」1万部作成（昭和60年度：750千円）

「吾妻物産紀行」2万部作成（平成7年度：3,090千円）

「あがつまの観光と物産」2万部作成（平成14年度：3,650千円）

「あがつまの観光と物産」3.1万部作成（平成19年度：1,953千円）

吾妻物産振興協会ホームページの作成（平成21年度：70千円）

(3) 平成30年度会計

| | | |
|-------------|--------|-----------------|
| ・収入391,122円 | 繰入金 | 100,000円 |
| | 会費 | 245,000円 |
| | 繰越金 | 42,703円（前年度繰越金） |
| | 雑収入 | 3,419円 |
| ・支出341,447円 | 会議費・旅費 | 75,574円 |

| | |
|-------|---------|
| 通信運搬費 | 33,753円 |
| 負担金 | 55,000円 |
| 広告宣伝費 | 74,520円 |
| 会員交流費 | 31,304円 |
| その他 | 71,296円 |

・次年度繰越金49,975円

(4) 協会員（平成31年4月10日現在）

| 正会員（25団体） | ※順不同 | 賛助会員（15団体） |
|-----------|--------------------|-------------------|
| 中之条町(10) | 四万やまぐち館 (株)モアザン | (有)一松屋菓子店 群馬実業 |
| | 陣平農園 | (有)塚田農園 |
| | 貴娘酒造（株） | 楓月堂 |
| | 糀屋 徳茂醸造舗 | (有)豊島屋 |
| | | |
| 長野原町(3) | 浅間酒造（株） | 石田農園 |
| | 大自然生活館（株） | |
| | | |
| 嬬恋村(1) | 嬬恋山女岩魚生産組合 | |
| 草津町(1) | (株)菓匠清月堂 | |
| 東吾妻町(9) | 高山村(1) 中屋椎茸 | |
| | (株)あづま養魚場 | (有)オーロラ |
| | (株)いづみや | (有)丸源清月堂 |
| | (有)藤井屋 | (有)金加屋 |
| | 日野製パン | 小山リビング企画（株） |
| | やすらぎの家 | |
| | | |

(5) 会費（年額）

| 会員の種類 | 会 費 | 加 算 |
|---------------|------------------|--------------|
| 正 会 員 | 4,000円 | |
| 賛助会員 団体、個人 | 9,900円 8,000円 | 1会員につき1,000円 |

29 吾妻郡町村会（昭和28年7月15日設立）・吾妻郡町村議會議長会（昭和35年1月17日設立）（任意団体運営事業）

(1) 吾妻郡町村会事務局の経過

吾妻郡町村会は、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展を図るため、郡内町村長を構成員として設置され、下部組織である「旧助役・収入役会」、「総務課長会」と共に事務局を群馬県行政事務所に置き運営してきた。

しかし、平成14年度から、県に於ける「行政システム改革大綱」が推進される中で団体事務の見直しが求められ、事務局を行政事務所に置くことが困難となつた。

平成15年2月17日に開催された「広域行政に於ける県と町村の役割検討会議」の中で、町村会等事務局を広域圏で引き受けることを前提に、広域圏から行政事務所へ職員を派遣してきた経過もあり広域圏に一本化すべきとのことになった。

以上の結果が町村会で了承され、平成17年4月1日から広域圏事務局の中に町村会等事務局が設置されることになった。

なお、吾妻郡町村議會議長会事務局についても町村会事務局と兼任であるため、同様の措置がとられた。

(2) 吾妻郡町村会

目的：地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展を図る。

構成：吾妻郡内（広域圏内）の町村長。

下部組織：副町村長会・総務課長会

財源：町村負担金・繰越金・預金利子

事業：(1)町村の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡調整

(2)地方自治の振興発展に関する調査研究

(3)町村職員の教養並びに福利に関する施策

(4)町村有物件の災害共済に関する事項

(5)系統町村会との連絡並びに協力

(6)町村事務に必要な各種資材の確保並びに斡旋

(7)その他目的達成に必要な事項

(3) 吾妻郡町村会平成30年度会計

・収入1,989,340円 会費 280,000円（町村負担金分賦割合：
人口割60%、均等割40%）

繰越金 110,938円（前年度繰越金）

補助金 1,598,400円

諸収入 2円（預金利子）

・支出 1,869,000円 会議費 62,546円（定例会等）
総務費 67,064円（交際費、消耗品費等）
事業費 1,739,390円（賀詞交換会等）
・次年度繰越金 120,340円

(4) 吾妻郡町村議會議長会

目的：町村の議会を適正円滑に運営するため相互に密接な連絡を図り町村行政の振興発展に寄与する。

構成：吾妻郡内（広域圏内）の町村議會議長。

下部組織：議会事務局長会

財源：町村負担金・繰越金・預金利子

事業：(1)町村議会の権限に属する事項の連絡調整

(2)町村行政の振興発展に関する調査研究

(3)執行機関との相互連携

(4)町村議会の運営に必要な各種資料の確保

(5)その他目的達成に必要な事項

(5) 吾妻郡町村議會議長会平成30年度会計

・収入 557,256円 会費 500,000円（町村負担金分賦割合：
人口割60%、均等割40%）

繰越金 57,253円（前年度繰越金）

諸収入 3円（預金利子）

・支出 500,605円 会議費 15,017円（定例会議費）
総務費 148,102円（交際費、消耗品費、慶弔費等）
事業費 337,486円（賀詞交換会、研修会等）

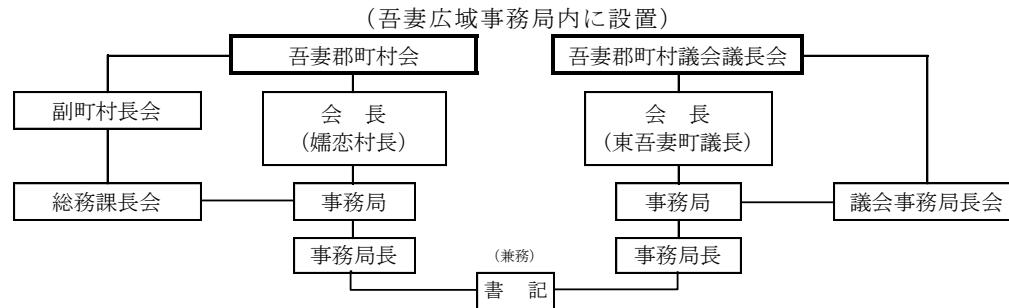
・次年度繰越金 56,651円

(6) 職員（平成31年4月1日現在）

町村会事務局長 1人（広域職員）、議長会事務局長 1人（広域職員）

書記（町村会、議長会兼務） 1人（広域嘱託職員）

(7)組織図（平成31年4月1日現在）



30 吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会（平成25年5月24日設立）（任意団体運営事業）

（1）目的：吾妻郡の各町村情報システムの共同化事業を実施し、各町村の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政運営に寄与する。

（2）経緯：町村の情報システムの拡充に伴いシステム使用料や保守経費、さらにシステム管理等に相当の経費や手間が費やされている中で、吾妻郡内各町村の情報システムを一元化及びクラウド化することによって大幅な経費の削減、システム管理の省力化を図るため、さらに災害等によるデータ消失の防止、サーバーへの不正アクセス等に対するセキュリティーの向上を図るため、当初広域圏の共同処理事務としようとしたが、県との協議により具体的な事業体制が整うまで当面は吾妻郡町村会内において任意の協議会として事業実施することになった。

その後、当組合と各町村との協定という形で事業を進めることになり、広域圏の共同処理事務とする必要がなくなった。

（3）平成31年度事業内容

●町村情報システム調達会議において、6カ町村参加による共同調達を実

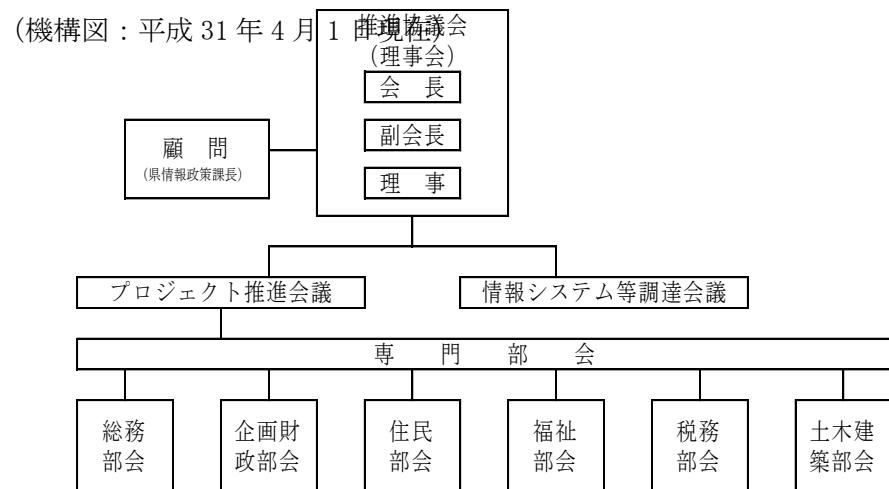
●プロジェクト推進会議の開催

- ・上下水道料金システム共同化に向けた検討
- ・マイナンバーカード利用促進に係るコンビニ交付サービスについて検討

●各専門部会の開催

- ・住民部会において、マイナンバーカード利用促進に係るコンビニ交付サービスについて検討
- ・税務部会において、申告受付システム（申告受付業務）操作説明会の開催

施



31 教育委員会共同設置勉強会（(平成26年5月17日設立)任意団体運営事業）

急速な少子化により、『まさにふるさとの将来を担う児童、生徒が今後いかに豊かで充実した教育環境の中で学習することができるか、また、そういう環境をいかに提供し続けることができるかということは、正に今を生きる我々の責任だ』（26.5.17折田理事長設立趣旨説明時弁）という強い思いから、今後の教育のあり方を模索すべく教育委員会共同設置勉強会を立ち上げました。

【今までの経緯】

- 平成25年11月25日 岐阜県羽島郡二町教育委員会現地研修（岐南町役場）（理事長、事務局職員 計3名参加）
平成26年5月17日 理事会において「教育委員会共同設置勉強会」立ち上げの経緯説明後、設立承認
平成26年10月22日 第1回教育委員会共同設置勉強会開催
平成27年12月 教育委員会共同設置に係るアンケート調査実施（各町村、教育委員会）

32 吾妻線「遊湯あがつま」誘客促進協議会（(平成26年10月1日設立)（任意団体運営事業）

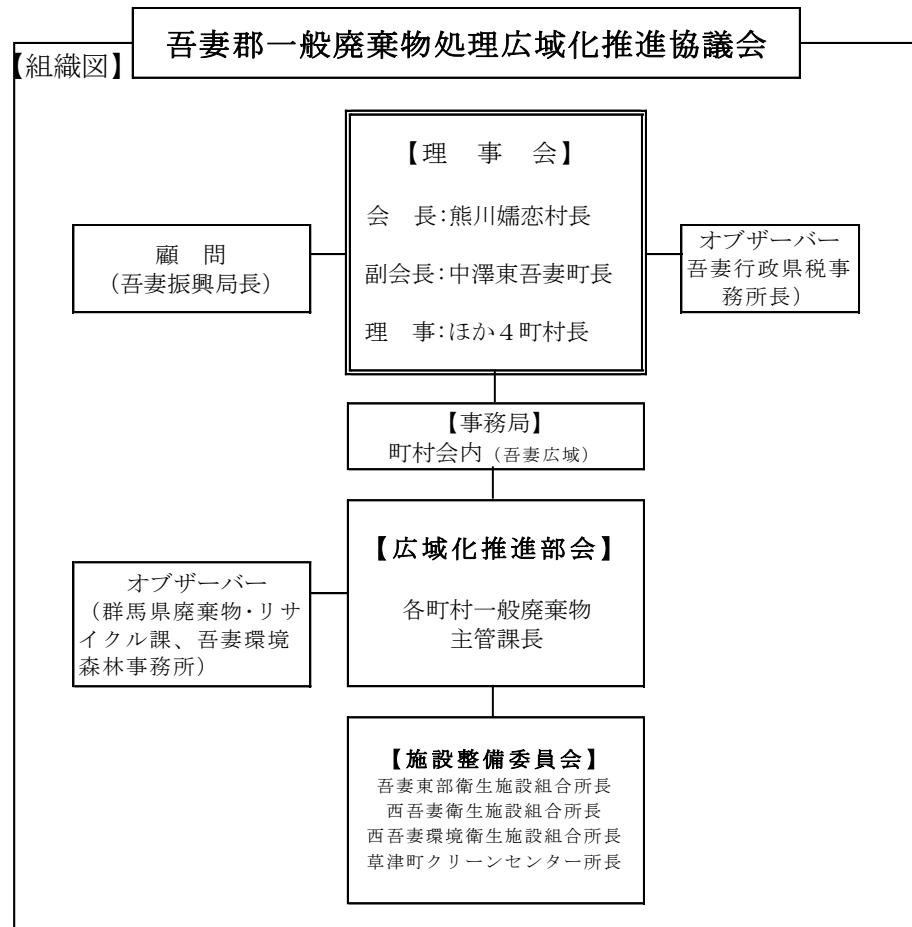
従来の「渋川・吾妻地域在来線活性化協議会」とは別の枠組で、吾妻線を基軸とした沿線市町村等の地方公共団体、この設立趣旨に賛同した関係団体及び学識経験者等が連携して、JR吾妻線を活用した地域観光の広域的な発展を推進し、地域経済の活性化に寄与することを目的として発足しました。

【今までの経緯】

- 平成26年6月27日 町村会において吾妻線活性化運動についての経緯及び吾妻線おもてなし運動活性化協議会設立について説明
平成26年9月29日 吾妻線おもてなし運動活性化協議会発足に先立ち幹事会開催
平成26年10月1日 書面による設立総会議決により吾妻線おもてなし運動活性化協議会発足
平成26年10月24日 第1回吾妻線おもてなし運動活性化協議会開催
平成26年12月3日 本会の名称について協議会員に募集・選考を依頼し、『吾妻線「遊湯あがつま」誘客促進協議会』と決定
平成27年8月1日 「吾妻線70周年」記念イベントに参加
平成27年9月13日 大宮駅観光キャラバン参加
平成28年3月 横断幕の設置（5駅）

33 吾妻郡一般廃棄物処理広域化推進協議会（平成29年6月21日設立）（任意団体運営事業）

群馬県一般廃棄物処理広域化マスタークリーンセンターに基づき、吾妻郡内3箇所の一般廃棄物処理施設の一本化に向けて町村会内に設置。



【今後のスケジュール】

| | |
|-----------|------------------|
| 平成30年度 | 施設建設地選定 |
| 平成30～31年度 | 循環型社会形成推進地域計画の策定 |
| 令和元～2年度 | 新組織立ち上げ |
| 令和3～4年度 | 基本設計及び生活環境影響調査 |
| 令和4～5年度 | 実施設計 |
| 令和6～7年度 | 建設工事 |
| 令和8年度 | 供用開始 |